総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和4年10月28日

「大磯町環境基本計画 (素案)」について

環境課

「大磯町環境基本計画 (素案)」について

現行の大磯町環境基本計画の計画期間が令和4年度で終了することから、令和5年度を始期とした新たな環境基本計画の改定の準備を進めています。

この度、計画の改定素案を取りまとめましたので報告します。

1 計画の基本的事項

(1)計画の位置づけ

- ○大磯町環境基本条例第9条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を 総合的かつ計画的に推進するために策定するもの
- ○「大磯町総合計画」の環境に関する個別計画
- ○本計画は、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び生物多様性地域戦略を包含する計画として位置づける。

(2)対象とする計画の範囲

地球環境、自然環境、生活環境、資源循環、環境活動

(3)計画の期間

令和5年度から令和14年度までの10年間 なお、社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行う。

2 目指すべき将来像と基本目標

(1)目指すべき将来像

「みんなでつくる 人と自然が共生した持続可能なまち 大磯」

(2)環境分野ごとの基本目標

| 分野 | 基本目標 |
|------|-------------------------|
| 地球環境 | 地球にやさしく、気候変動に備えるまち |
| 自然環境 | 豊かな自然を大切にし、多様な生物と共生するまち |
| 生活環境 | 健康で安心して暮らせる、美しいまち |
| 資源循環 | ごみを減らし、資源を大切にするまち |
| 環境活動 | 環境を守るために、行動する人をはぐくむまち |

3 施策体系

| 分野 | 施策 | 目標(指標案) |
|----------------|-------------------|---|
| 地球温暖化・ | ① 省エネルギーの推進 | ・町内の二酸化炭素排出量の |
| エネルギー対 | ♥ 日一小///コージ/圧進 | 削減 |
| 策 | ② 再生可能エネルギーの推進 | ・次世代自動車の導入 |
| 【地球温暖化 | | ・住宅用太陽光発電システム |
| 対策実行計画 | ③ 温室効果ガスの吸収源対策 | 補助件数 |
| (区域施策編)】 | ④ 気候変動への適応 | • 熱中症搬送者数 等 |
| 自然環境の維 持・保全 | ① 森林・里山の整備・保全 | 有害鳥獣被害防止対策活動の実施箇所数 |
| イン 【生物多様性 | ② 農地保全の推進 | ・市民農園の区画数 |
| 地域戦略】 | ③ 水辺保全の推進 | ・水辺の自然体験・学習への |
| | ④ 生物多様性の保全 | ・ 参加者数 ・ 学校等のビオトープ数 等 |
| 生活環境の保 | ① 健康で快適な生活環境の確 | ・環境基準達成率(水質、大 |
| 全 | 保 | 気) |
| | ② 大磯らしい景観の形成 | ・公共下水道整備率、接続率・町民一人当たりの施設緑地 |
| | ③ 快適で安全なまちづくりの | の面積 |
| | 推進 | ・住宅の耐震化率 等 |
| | ④ 歴史・文化の保全 | |
| 循環型社会の 構築 | ① ごみの減量化の推進 | ・一人1日当たりのごみの排 出量 |
| | ② ごみの資源化の推進 | ・ごみの資源化率 |
| | ③ ごみの適正処理 | ・アダプト制度及び花いっぱ い運動の参加団体数 |
| | ④ まちの美化の推進 | ・電動生ごみ処理機の補助件 数 等 |
| 環境教育・学 | ① 歴史・文化を大切にする人 | ・環境をテーマにした講演会 |
| 習の推進 | 材の育成 | の開催 |
| | ② 環境学習・体験の機会の提 | ・自然観察講座のメニュー数 |
| | 供 | ・こどもエコクラブの数 等 |
| | ③ 普及啓発・情報発信の強化 | |
| | ④ 環境保全におけるパートナーシッ | |
| | プの形成 | |

4 温室効果ガスの削減目標

本計画は、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を包含した計画であることから、温室効果ガス排出量削減のための中長期目標を定めます。

(1)中期目標

令和 12 (2030) 年度において、二酸化炭素排出量を平成 25 (2013) 年度から 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

(2) 長期目標

令和32(2050)年度までにカーボンネガティブを目指す。

5 計画の推進

(1)計画の進行管理

ア 環境政策推進委員会

町は、庁内の関係部門で構成する環境政策推進委員会で、各種施策の策定 や事業計画の立案、事業の実施について協議を行うとともに、施策間の調整 を行う。

イ 環境審議会

環境基本条例に基づき設置された環境審議会において、進捗状況、施策の評価・点検、計画の見直し等を行う。

6 今後のスケジュール(予定)

令和4年10月28日 総務建設常任委員会協議会へ計画素案を報告

11月9日 環境審議会で素案を審議、諮問

11月下旬 パブリックコメントを実施

令和5年2月 総務建設常任委員会協議会へ案を報告

環境審議会で案を審議、答申

3月 計画改定・公表

〈〈参考資料〉〉

大磯町環境基本計画 (素案)

参考資料

大磯町環境基本計画

(素案)

令和4年10月

大磯町

一 目 次 一

| 第 | 1章 | 計画の基本的事項 | 1 |
|----|------|---------------------|-----|
| 第2 | 2章 | 大磯町を取り巻く環境情勢 | 5 |
| 1 | 世界の動 | 動向 | . 5 |
| 2 | 国の動同 | 句 | . 7 |
| 3 | 神奈川県 | 県の動向 | 11 |
| 第: | 3章 | 大磯町における環境の現状と課題 | 14 |
| 1 | 大磯町の | の概況 | 14 |
| 2 | 大磯町野 | 環境基本計画の進捗状況と課題 | 23 |
| 第4 | 4章 | 目指すべき将来像 | 40 |
| 第 | 5章 | 環境保全に関する施策 | 41 |
| 基 | 本目標1 | | 42 |
| 基 | 本目標2 | | 54 |
| 基 | 本目標3 | | 65 |
| 基 | 本目標4 | | 74 |
| 基 | 本目標5 | | 80 |
| 第6 | 6章 | 計画の推進 | 86 |
| 1 | 計画の記 | 進行管理 | 86 |
| 2 | 計画の月 | 周知 | 86 |
| 3 | 計画の打 | 惟進体制 | 87 |
| 資料 | 斗編 | | 89 |
| 1 | 大磯町垣 | 環境基本条例 | 89 |
| 2 | 温室効果 | 果ガス削減目標の考え方 | 90 |
| 3 | 計画策算 | 定の経緯 | 91 |
| 4 | パブリ | ックコメントに寄せられたご意見と考え方 | 92 |
| 5 | 田無解 | tió | 93 |

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景及び視点

本町では、町民、事業者、滞在者、町がともに力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、さらに良好で快適な環境を実現することを目的とした「大磯町環境基本条例」を平成12 (2000) 年に策定しました。

この条例に基づき、大磯町としての望ましい環境像を示し、施策を総合的かつ計画的に推進していくために、平成25(2013)年に「大磯町環境基本計画」を策定し、環境問題に対応すべくさまざまな取組みを進めてまいりました。

近年、地球温暖化や気候変動に関する環境行政の動きが大きく加速しています。世界では平成27 (2015) 年12月に、フランスのパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択されました。また、同年9月の国連サミットでは、持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) が採択、その中では17のゴール・169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。そして、持続可能な開発目標 (SDGs) のゴール13では「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。」とされており、地球温暖化や気候変動に対する早急の対応が求められています。国においては、令和2 (2020) 年に、令和32 (2050) 年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。町においても「カーボンニュートラル」から「カーボンネガティブ」へと一歩踏み込んだ視点を持ち、取組みを推進していきます。

大磯町でも農業被害を発生させた令和元 (2019) 年の大型台風 (令和元年台風第 19 号) は、地球温暖化による海水温の上昇が原因と言われています。今後、大型台風の発生以外にも、気温の上昇や極端な豪雨等により、私たちの健康や生命、財産に甚大な被害が生じることが予測されます。こうした気候変動への対応として、災害に強いまちづくり、暑熱対策、気候変動に関する情報の発信と適応策の取組みも行います。

また、プラスチックは、地球温暖化や海洋プラスチックごみ問題など環境問題の要因となっています。我が国では、令和4(2022)年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、市区町村ではプラスチックを分別収集することが努力義務となったことを受け、町でも対策を講じていきます。

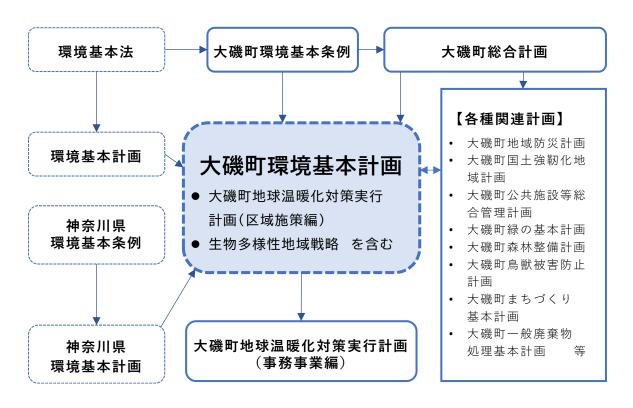
この他にも、地球温暖化の一因ともなっている食品ロスの問題への対応や、自然資源の 過剰な利用、地球温暖化、外来生物、汚染などの影響により野生生物の生息地が失われ、 多くの生き物が絶滅の危機にさらされている、生物多様性の問題など、環境に関する多く の問題に対処していく必要性が増しています。

こうした社会状況の変化を踏まえ、新たな大磯町環境基本計画を策定することとしました。

年度 ●国の動き 〇神奈川県の動き ◎国際的な動き H26 ○「かながわスマートエネルギー計画」策定 (2014)H27 ◎パリ協定採択(COP21) (2015)◎SDGs(持続可能な開発目標)採択 ◎水銀に関する水俣条約発効 H28 ◎パリ協定発効(COP22) (2016)〇「神奈川県環境基本計画」改定 H30 ◎IPCC「1.5°C特別報告書」公表 (2018)●「第五次環境基本計画」閣議決定 ●「地球温暖化対策計画」策定 ●「気候変動適応法」制定、「気候変動適応計画」策定 ●「第四次循環型社会形成推進 〇「かながわ生物多様性計画」策定 基本計画」閣議決定 H31-R1(2019) ○「地域気候変動適応計画」を策定 ●「海洋プラスチックごみ対策 〇神奈川県環境科学センターを アクションプラン」策定 地域気候変動適応センターに位置付け ○2050 年の脱炭素社会の実現を表明 ●「食品ロス削減推進法」施行 R2 ●2050 年までに脱炭素社会の実現を表明 (2020)〇かながわ気候非常事態宣言を発表 R3 ◎COP26 開催 (2021)●「2030 年度に、2013 年度比 46%減、さらに、50%の高みに挑戦」 することを表明 ●「地球温暖化対策の推進に関する法律」一部改正 ●「地球温暖化対策計画」、「気候変動適応計画」、「エネルギー基本計画」が改定 〇「かながわ脱炭素ビジョン 2050 |発表 〇「神奈川県地球温暖化対策計画」改定 ●「プラスチック資源循環促進法」施行 R4(2022)及び ◎ポスト 2020 生物多様性枠組の採択に向け昆明宣言採択(令和4年度採択予定) 今後の動き ◎プラスチックに関し、法的拘束力のある国際約束の作成(令和5年末作業完了予定) ●「次期生物多様性国家戦略」策定(令和4年度閣議決定予定) 〇「神奈川県環境基本計画」改定(令和5年度改定予定) 〇「かながわ生物多様性計画」改定(令和5年度改定予定)

2 計画の位置づけ

本計画は、「大磯町環境基本条例」に掲げられた基本理念を総合的かつ計画的に推進するために定めるものであり、上位計画である「大磯町総合計画」を根幹としつつ、環境面から実現を目指す計画です。



計画の位置付け

3 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、「大磯町環境基本条例」第8条を踏まえて設定します。

| 分野 | 内容 |
|------|------------------------------------|
| 地球環境 | 地球温暖化、エネルギー、気候変動等 |
| 自然環境 | 森林・里山、農地、水辺(海・河川・地下水)、生物多様性 等 |
| 生活環境 | 公害(大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭)、景 |
| | 観、歴史・文化 等 |
| 資源循環 | 廃棄物、資源、美化 等 |
| 環境活動 | 環境教育、環境学習・体験、普及啓発・情報発信、協働等 |

第8条 町は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本課題について施策を推進するものと する。

- (1)なぎさ及び磯を中心とした海・浜の良好な環境の保全及び創造
- (2)森林及び山地を中心とした緑地の良好な環境の保全及び創造
- (3)河川及び地下水の良好な環境の保全及び創造
- (4)廃棄物の発生の抑制、適正処理及びリサイクル並びにエネルギーの有効利用の推進
- (5)公害の発生の防止
- (6)日常生活及び事業活動から生ずる環境負荷の低減
- (7)歴史的環境と美しい景観の保全及び創造
- (8)全町民が環境問題に取り組む意識の形成及び環境施策への参加の推進

【参考】「大磯町環境基本条例」(第8条)

4 計画の主体と役割

本計画では、町民、事業者、町の3つの主体がそれぞれの役割を果たすとともに、連携・ 協働して環境保全活動を推進していきます。

5 計画の対象区域と計画期間

計画の期間は、令和 5 (2023)年度から令和 14 (2032)年度までの 10 年間とします。 社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

| | | | | | | 令和10 | | | | |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 十亿 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 | 2032 |

【次期計画】大磯町環境基本計画(10年間)

計画期間

第2章 大磯町を取り巻く環境情勢

1 世界の動向

(1) 地球温暖化(気候危機)への対応

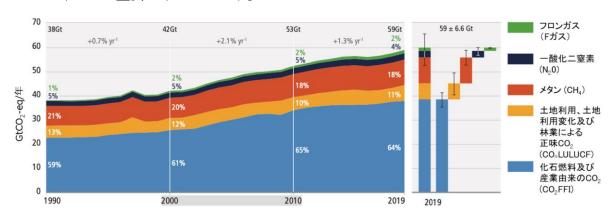
1)パリ協定

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、平成 25(2013)年から平成 26(2014)年にかけて第 5 次評価報告書を公表し、気候変動の科学的知見から温暖化について「疑う余地がない」がないことを公表しました。こうした科学的根拠から、京都議定書に代わる、令和 2(2020)年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、平成 27(2015)年 11 月~12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)で、「パリ協定」が採択され、「産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2 $^{\circ}$ C より十分低く保つとともに、1.5 $^{\circ}$ に抑える努力を追求すること」を目的に、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロとする方向が打ち出されました。

2) IPCC 第6次評価報告書

令和3 (2021) 年に発表された第6次報告書は、第5次評価報告書よりも気候、生態系・ 生物多様性、人間社会の相互依存性に注目し、自然科学のみならず人文・社会科学の知見 まで幅広く引用されています。

第3作業部会報告書において、人為的な温室効果ガスの正味の総排出量は、2010年~2019年の間、増加し続けていること、また温室効果ガスの大幅削減にはエネルギーを供給する側だけでなく、需要する側の取組みも重要であり、需要側の取組強化により世界全体で2050年までに排出量を40~70%削減しうること等の報告がされています。そのため、国民一人ひとりのライフスタイルの変革や、脱炭素先行地域の創出等、更なる取組を進めていくことが重要となっています。



世界全体の正味の人為的温室効果ガス排出量

出典:気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書第3作業部会報告書

3) 国連気候変動枠組条約第26回締約国会議

令和3 (2021) 年 10 月~11 月に英国グラスゴーで開催された「国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会合 (COP26)」において、最新の科学的知見に依拠しつつ、パリ協定の 1.5℃

努力目標達成に向け、今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその経過点である令和 12 (2030) 年に向けて野心的な気候変動対策を締約国に求める決定文書が採択されました。

(2) 生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標

平成 22 (2010) 年 10 月に名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) で、「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」が採択されました。

生物多様性戦略計画 2011-2020 には、令和 2 (2020) 年までの短期目標として、生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施すること、また令和 32 (2050) 年までの中長期目標として、自然と共生する世界(生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる世界)が掲げられており、これらを達成するための 20 の個別目標(愛知目標)が示されています。

令和3 (2021) 年6月に開催された G7 コーンウォールサミットでは、令和2 (2020) 年までの国際目標であった愛知目標に代わる、新たな国際目標である「ポスト 2020 生物多様性枠組」の決定に先駆け、各国で「30by30」目標に向けた取組を進めることを約束しました。これは令和12 (2030) 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向け、令和12 (2030) 年までに自国の陸域・海域の少なくとも30%を保全・保護することの達成を目指す目標で、ポスト 2020 生物多様性枠組案の主要な目標として検討されています。

令和 4(2020) 年 6 月、ポスト枠組に関する最終検討が行われ、同年 12 月に採択される予定となっています。

(3) 海洋プラスチックごみ

海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。また、近年、マイクロプラスチック(一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類をいう。)による海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっています。

令和元(2019)年6月のG20大阪サミットで、共通の世界のビジョンとして、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

令和4(2022)年2月、第5回国連環境総会再開セッションがケニア・ナイロビで開催ました。海洋を含む環境におけるプラスチック汚染が地球規模の喫緊の課題であること、世界規模の効果的で進歩的な行動を促進が喫緊に必要であること、プラスチック汚染は越境性を有しており海洋環境及びその他環境での対策が必要なこと、またプラスチックのライフサイクル全体を踏まえた対策を講じる必要があるとの認識が共有され、プラスチック汚染を終わらせるために法的拘束力のある国際約束を作ることを決定しました。

(4) 持続可能な開発目標(SDGs)

「持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals)」とは、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための 17 の目標・169 のターゲットから構成されています。

環境面では、エネルギー利用、持続可能な消費と生産、気候変動への適応、生物多様性 の保全などの目標が設定されています。





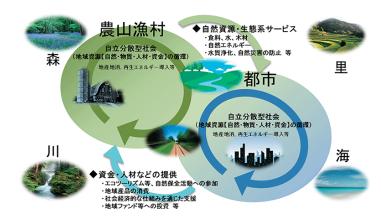
持続可能な開発目標(SDGs)における 17 の目標 出典:国際連合広報センターホームページ

2 国の動向

(1) 地球温暖化(気候危機)への対応 1)国の第五次環境基本計画

平成30 (2018) 年4月には、第五次環境 基本計画が閣議決定されました。本計画は、 SDGs、パリ協定採択後に初めて策定される 環境基本計画です。

計画は、SDGs の考え方も活用し分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現していくこととして



地域循環共生圏のイメージ 出典:第五次環境基本計画

います。また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を示し、地域 毎に自立・分散型の社会を形成し、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う取組を推 進していくとしています。

2) 地球温暖化対策計画、脱炭素に向けた取組

令和2 (2020) 年10月の菅前総理大臣による所信表明において「2050年カーボンニュートラル(脱炭素化)」が宣言され、令和3 (2021)年4月にオンラインで開催された気候サミット(首脳会議)では、温室効果ガス46%削減(平成25 [2013]年度比)を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが表明されました。こうした動きを踏まえ、令和3 (2021)年10月に、新たな地球温暖化対策計画が閣議決定され、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、令和12 (2030)年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

3) 気候変動適応計画

気候危機に備えるため、温室効果ガスの排出量を抑制する「緩和」のみならず、気候変動による被害を回避・軽減する「適応」にも、より一層取り組む必要があります。

平成30(2018)年に「気候変動適応法」が制定、令和3(2021)年10月に新たな気候変動適応計画が改定され、防災、安全保障、農業、健康等の幅広い分野で適応策を拡充すること、進捗管理の実施、「重大性」「緊急性」「確信度」に応じた適応策の特徴を考慮した「適応策の基本的考え方」が追加されました。

都道府県及び市町村では、地域気候変動適応計画策定に努めることが求められています。



緩和と適応

出典:気候変動適応情報プラットフォーム

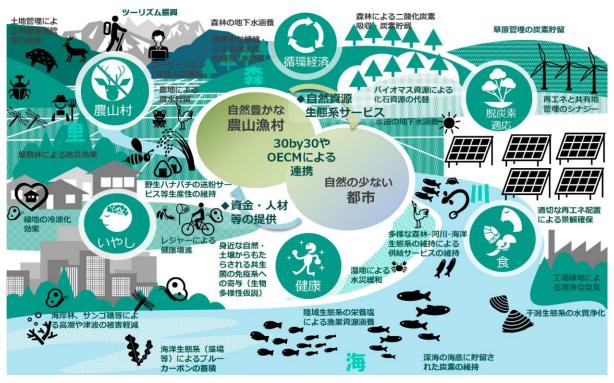
(2) 生物多様性国家戦略 2012-2020

平成22 (2010) 年10月に採択された「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」を踏まえ、平成24 (2012)年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定されました。本戦略には、令和2 (2020)年までの短期目標として、生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施すること、令和32 (2050)年までの長期目標として、生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現することが掲げられており、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップと令和2 (2020)年度ま

でに重点的に取り組むべき施策の方向性としての5つの基本戦略が示されています。

生物多様性国家戦略 2012-2020 の計画期間を終えるため、令和 2 (2020) 年より次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討が行われ、令和 5 年 (2023) 年 3 月に閣議決定の見込みとなっています。

令和4 (2022) 年度4月には、30by30 ロードマップが策定され、30by30 目標の達成に向けたカギとなる OECM (保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)を主要な取組として盛り込んでいます。地方公共団体の役割として、保護地域の拡張や管理の質の向上、OECMとして整理された地域の適切な管理が求められています。また、このロードマップは次期生物多様性国家戦略(閣議決定)に組み込み、より明確な国家方針とする予定とされています。



30by30 実現後の地域イメージ~自然を活用した課題解決~

出典:30by30 ロードマップ

(3) プラスチック資源循環戦略

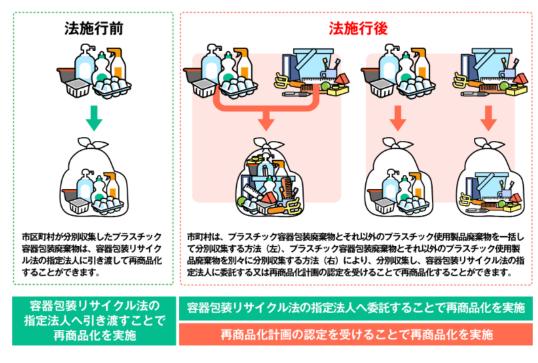
プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機 として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっています。

こうした背景から、政府では、令和元(2019)年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewable の基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げました。

さらに、令和3 (2021) 年6月には、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立、令和4 (2022) 年4月に施行されました。

本制度により、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その

基準に従って適正に分別して排出されるように市民の皆様に周知するよう努めなければならないこととなっています。市区町村は、分別収集されたプラスチック使用製品廃棄物を、市区町村の状況に応じて、以下2つの方法で再商品化することが可能となります。



市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化

出典:環境省「プラスチック資源循環」ホームページ

(4)食品ロス削減推進法

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に捨てられる食べ物のことです。食品ロスの問題については、その削減が国際的にも重要な課題となっているだけでなく、国内においても、令和元(2019)年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されるなど、食品ロスの削減は喫緊の課題となっています。

令和元 (2019) 年 10 月 1 日に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体、事業者等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。

(5) 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 (2015) 年 9 月に SDGs が採択された後、平成 28 (2016) 年 12 月、今後の日本の取組の指針となる「SDGs 実施指針」を決定しました。これは、令和 12 (2030) 年までに日本の国内外において SDGs を達成するための中長期的な国家戦略として位置づけられています。

また、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組の推進に当たり、SDGs の理念を 取り込むことで、政策の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できる ため、SDGs を原動力とした地方創生(地方創生 SDG s)を推進しています。その一環とし て、SDGs の国内実施を促進し、より一層の地方創生につなげることを目的に、地方自治体及び地域経済に新たな付加価値を生み出す企業、専門性を持った NGO・NPO、大学・研究機関等の広範なステークホルダー等とのパートナーシップの深化、官民連携の推進を図るため、平成 30 (2018) 年8月に「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」を設置しています。

3 神奈川県の動向

(1) 神奈川県環境基本計画

平成28(2016)年3月、「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」を基本目標とした、「神奈川県環境基本計画」が策定されました。環境基本計画では、「持続可能な社会の形成」と「豊かな地域環境の形成」という2つの柱を基に、神奈川の「チカラ(神奈川の人材や先端技術を持った企業など)」と協働・連携して施策を進めます。

令和2 (2020) 年度には、5年間で取り組む施策の実施期間の最終年次を迎え、次の5年間の施策の見直しを行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、現行の施策を継続することとされ、令和5 (2023) 年度末に改定予定となっています。

(2) かながわスマートエネルギー計画

平成25 (2013) 年7月に制定した「神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」に基づく計画として、令和12 (2030) 年度を見通した目標や基本政策等を定めた「かながわスマートエネルギー計画」を平成26 (2014) 年4月に策定、平成30 (2018) 年度に重点的な取組の追加等を行う改訂が行われました。

かながわスマートエネルギー構想で掲げた3つの原則(原子力に過度に依存しない、環境に配慮する、地産地消を推進する)を踏襲し、再生可能エネルギー等の更なる普及拡大、エネルギー利用の効率化、ガスコージェネレーション、燃料電池、蓄電池などのエネルギー高度利用技術及び情報通信技術(ICT)の積極的な活用により、地域において自立的なエネルギーの需給調整を図る分散型エネルギーシステムを構築し、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを推進するとともに、エネルギーの安定供給と関連産業の振興を図り、県経済の発展と県民生活の安定につなげることを基本理念としています。

改訂された計画の「重点的な取組」の期間が令和 2 (2020) 年度までであったことから、令和 2 (2020) 年度に「重点的な取組」を追加する等の改訂予定となっていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が考慮され、計画の改訂時期を令和 4 (2022) 年度に変更されました。

(3) かながわ気候非常事態宣言

令和元(2019)年9月の台風第15号及び10月の台風第19号が、県内に記録的な暴風や高波、高潮、大雨をもたらし、大規模な土砂崩れや浸水等により、県内各地で甚大な被害が生じました。今後、地球温暖化が進むとこうした被害が大きくなるおそれがあり、これを防ぐためにも、これまで以上の努力をもって地球温暖化を食い止めることが必要であることから、県は、令和元(2019)年11月に「2050年脱炭素社会の実現」を表明、令和2(2020)年2月に「かながわ気候非常事態宣言」を発表しました。「かながわ気候非常事

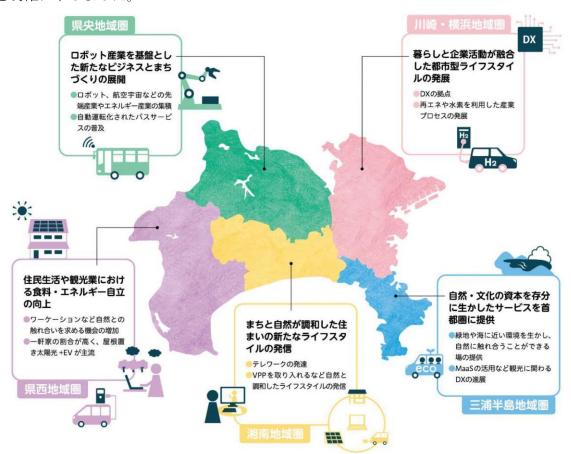
態宣言」の基本的な取組みの柱として、「今のいのちを守るため、風水害対策等の強化」、「未来のいのちを守るため、令和32(2050)年の「脱炭素社会」の実現に向けた取組みの推進」、「気候変動問題の共有に向けた、情報提供・普及啓発の充実」が掲げられています。

(4) かながわ脱炭素ビジョン 2050

令和3 (2021) 年11月に、公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES) と県が共同で研究した「かながわ脱炭素ビジョン2050」を発表しました。

このビジョンは、未来のいのちを守る「2050 年脱炭素社会の実現」に向けて、家庭生活を中心に脱炭素社会の将来像を示すもので、県民にライフスタイルの変革(脱炭素型ライフスタイルへの転換)を促し、この変革が企業等にも波及していくよう、事業活動の将来像も併せて示すことで、社会全体の変革につなげることを目的としています。

令和3 (2021) 年12 月には、神奈川県地球温暖化対策推進条例を改正し、「2050 年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として新たに定め、脱炭素社会の実現に向けた県の姿勢を明確に示しました。



地域圏別の脱炭素社会における将来像 出典:かながわ脱炭素ビジョン 2050

(5) 神奈川県地球温暖化対策計画

「神奈川県地球温暖化対策推進条例」(平成 21 [2009] 年 7 月制定) に基づき、県の地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として、平成 22 (2010) 年 3 月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定、その後、地球温暖化等の気候

変動をめぐる社会・経済情勢の急激な変化等を踏まえ、令和4(2022)年3月に計画を改定しました。

本計画は、各主体が自主的な温暖化対策の促進を図り、化石燃料に依存したエネルギー 多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促すことを目的と しています。

温室効果ガス削減目標として、令和12(2030)年度の県内の温室効果ガスの総排出量を、 平成25(2013)年度比で46%削減すること、長期目標として、令和32(2050)年までに 温室効果ガスの排出を実質ゼロ(温室効果ガスの排出量から吸収量を差し引き、全体としてゼロ)にする「脱炭素社会の実現」を目指しています。

(6) かながわプラごみゼロ宣言

世界規模の社会問題となっているプラスチックによる海洋汚染が問題となっている中、鎌倉市の由比ガ浜でシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられ、胃の中からプラスチックごみが発見されました。SDGs 未来都市である神奈川県は、これを「クジラからのメッセージ」として受け止め、持続可能な社会を目指すSDGs の具体的な取組として、深刻化する海洋汚染、特にマイクロプラスチック問題に取り組むため、平成30(2018)年に「ワンウェイプラの削減」、「プラごみの再生利用の推進」、「クリーン活動の拡大等」の3つの取組みを掲げ、「かながわプラごみゼロ宣言」を発表しました。また、取組みを推進するために、令和2年(2020年)3月には「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」が策定されました。



「かながわプラごみゼロ宣言」啓発チラシ 出典:神奈川県ホームページ

(7) かながわ生物多様性計画

平成28 (2016) 年3月、生物多様性基本法に基づき、「かながわ生物多様性計画」が策定されました。

目標として、生態系に着目してエリアを区分し、その特性に応じた生物多様性の保全を 進めていくこと、将来にわたり生物多様性の恵みを享受できるよう、県民や事業者、行政 など様々な活動主体が生物多様性について理解を深め、日常の活動において、生物多様性 に配慮した行動や生物多様性の保全のための行動をとることを促進することを掲げてお り、その達成に向けて取組みを推進しています。

当初、令和2 (2020) 年度に計画改定を予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、神奈川県自然環境保全審議会(自然保護部会)の諮問を含めた計画改定に係る作業を2年延期としました。令和4 (2021) 年から改定作業を再開しましたが、生物多様性国家戦略が令和4 (2022) 年度中に改定されること、県の環境基本計画が令和5 (2023) 年度末に改定されることから、それらとの整合性を図るため、さらに1年間改定を延期することとすることとし、令和5 (2023) 年度に改定することとなっています。

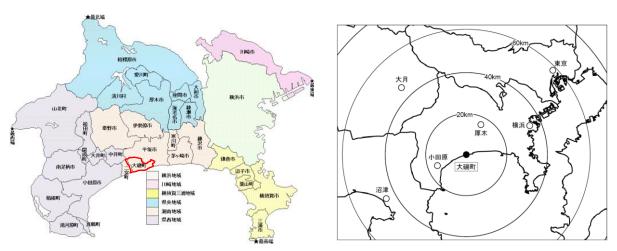
第3章 大磯町における環境の現状と課題

1 大磯町の概況

(1)社会的条件

1) 町の位置・沿革

本町は神奈川県の県央南部に位置し、南は相模湾、北は高麗山や鷹取山をはじめとした 大磯地塊の丘陵地帯で、北と東は平塚市、西は二宮町と境を接しています。主要都市との 距離は、横浜市とは約30km、東京都心とは約68kmとなっています。

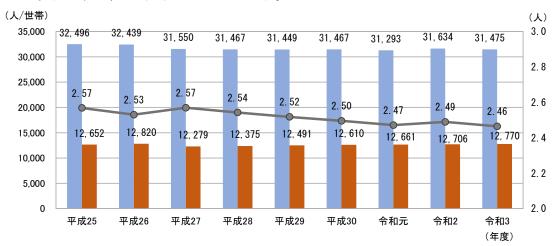


出典:神奈川県ホームページ

図-本町位置図

2) 人口

本町の人口は、平成 25 (2013) 年の 32,496 人をピークとして、それ以降は、微減またはほぼ横ばいで推移しており、令和 3 (2021) 年 10 月 1 日現在、31,475 人となっています。一方、世帯数は、若干の増減はあるものの、概ね増加傾向にあり、令和 3 (2021) 年 10 月 1 日現在で、12,770 世帯となっています。



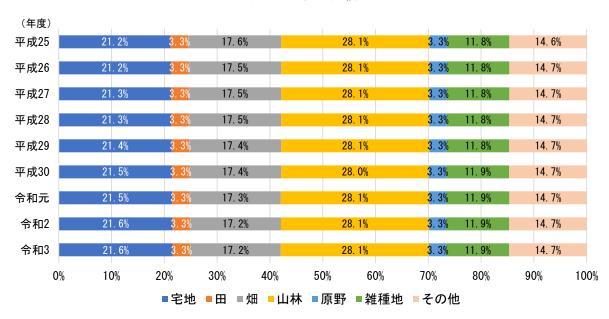
グラフー人口と世帯数の推移

出典:大磯の統計(各年10月1日現在)

3) 土地利用

令和3 (2021) 年の土地利用面積割合では、山林が28.1%、次いで宅地が21.6%、畑が17.2%となっています。

土地利用面積の推移は、平成 25 (2013) 年から令和 3 (2021) 年までの 9 年間で、宅地が 0.4%増加しています。一方で、畑は 0.4%減少しています。



グラフー地目別面積

出典:大磯の統計

4) 地形•河川

本町は東西 7.6km、南北約 2 km でやや長方形となっており、面積 17.232k ㎡となっています。北部は高麗山 (165m)、千畳敷 (180m)、鷹取山 (219m) と 200m 程度の低い山地、丘陵が形成され、町域の 65%を占めています。南部には平坦地が広がり、国道 1 号沿いに市街地が形成されており、海岸線へと続いています。

河川は、丹沢山系を源とする花水川、大磯丘陵を源とし市街地を流れる三沢川、鴫立川、 血洗川や葛川と合流する不動川などがあり、すべて相模湾に注いでいます。



図ー地勢図

5) 交通

東西方向に都市間交通の幹線 道路となっている国道1号、西 湘バイパス、県央地域への重要 な連絡路線の国道271号(小田 原厚木道路)があり、南北方向に 県道63号があります。また、JR 東海道本線が東西に伸びていま す。丘陵地帯にはJR東海道・山 陽新幹線が横断しています。

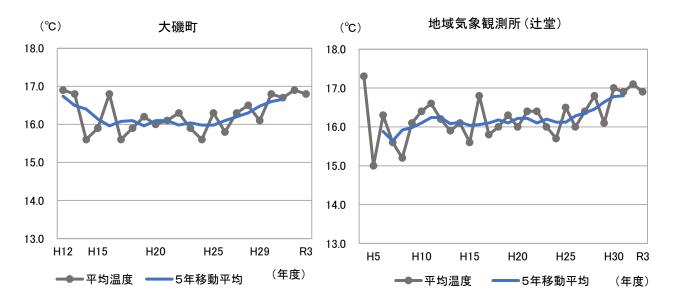


図-交通網図

(2) 自然条件

1) 年平均気温

大磯町及び同地区(湘南地区)内にある地域気象観測所(辻堂)の年平均気温は、上昇傾向にあります。令和2(2020)年8月には同地点での観測史上最も高い36.9℃を記録しました。



出典: 大磯の統計 出典: 気象庁(地域気象観測所〔辻堂〕)

図 年平均気温の経年変化

2) 年降水量

大磯町及び地域気象観測所(辻堂)の年降水量の変化は、明瞭な増減傾向が見られません。

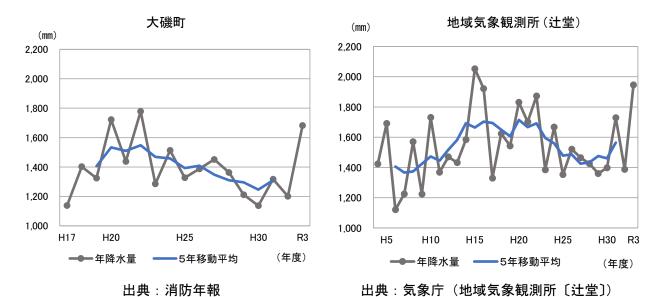
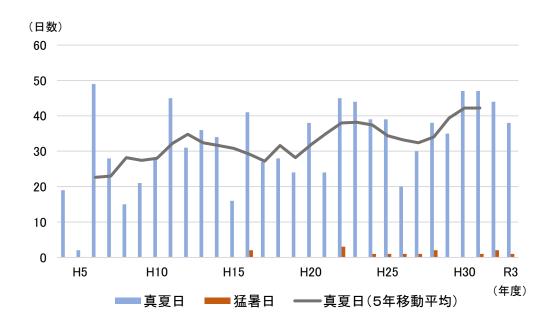


図 年降水量の経年変化

3) 真夏日·猛暑日

地域気象観測所(辻堂)における真夏日(日最高気温が30℃以上)は増加傾向にあります。また、猛暑日(日最高気温が35℃以上)は、この10年間で増加傾向にあります。



出典:気象庁データを基に作成 図 真夏日及び猛暑日の日数の経年変化(地域気象観測所〔辻堂〕)

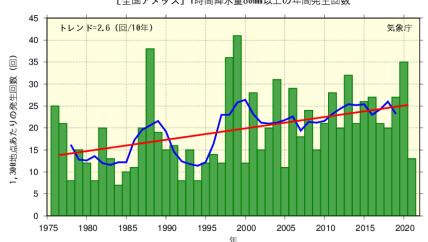
(3) 気候変動の影響

1)猛烈な雨の増加

1時間あたり 80mm 以上の雨を猛烈な雨と呼びます。全国の1時間降水量(毎正時における前1時間降水量) 80mm 以上の年間発生回数は増加しています(統計期間 1976~2021年で10年あたり2.6回の増加、信頼水準99%で統計的に有意)。これらの変化は気候変動(地球温暖化)に伴う変化と整合していると考えられます

最近 10 年間($2012\sim2021$ 年)の平均年間発生回数(約 24 回)は、統計期間の最初の 10 年間($1976\sim1985$ 年)の平均年間発生回数(約 14 回)と比べて約 1.7 倍に増加しており、 2022 年 1 月から 8 月までの 1,300 地点あたりの発生回数は 19 回です。

大磯町においても、令和3 (2021) 年9月には、猛烈な雨となる 80mm には到達しませんが、非常に激しい雨にあたる1時間あたり 53.0mm の雨が降りました。身近なところにおいても、気候変動の影響が表れています。



「全国アメダス] 1時間降水量80mm以上の年間発生回数

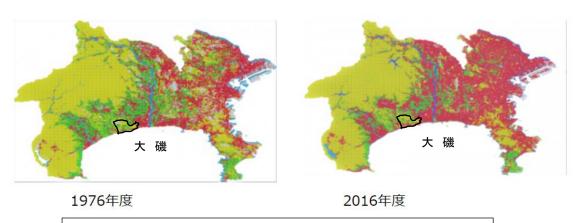
出典: 気象庁ホームページ (大雨や猛暑日など [極端現象] のこれまでの変化) 図 全国の1時間降水量80mm以上の年間発生回数の経年変化 (1976~2021年)

※ 棒グラフ (緑) は各年の年間発生回数を示す (全国のアメダスによる観測値を 1,300 地点あたりに換算した値)。太線(青)は 5 年移動平均値、直線(赤)は長期変化傾向(この期間の平均的な変化傾向)を示す。

2) ヒートアイランド現象

ヒートアイランド現象の主な原因としては、人口排熱の増加(建物や自動車などからの排熱)、地表面被覆の人工化(緑地の減少及びアスファルトやコンクリート面等の拡大)、都市形態の高密度化(建物密集による風通しの阻害や天空率の低下)が挙げられます。

神奈川県の地表面被覆の状況に関して、昭和 51 (1976) 年度と平成 28 (2016) 年度を比較すると、農用地などの緑地が減少し、人口地表面が増加しています。



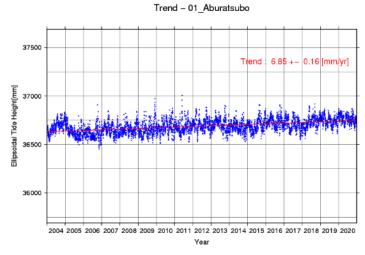
凡例 緑:農用地、黄色:農用地以外の緑地、青:水域、赤:人工地表面

出典:神奈川県ホームページ(神奈川県気候変動適応センター) 図 神奈川県内の地表面被覆の状況

3) 沿岸への影響

気候変動による気温の上昇は、海水の熱膨張、氷河や氷床の融解、滑り落ちを引き起こすことで、海面水位を上昇させます。

現在、油壷験潮場(神奈川県三浦市)において、海面水位は年 6.85mm の割合で上昇し、 将来も海面上昇が予測されています。



出典:地盤上下変動を補正した海面水位変化(油壺験潮場)(国土地理院ホームページより)
図 油壷験潮場における海面水位の変化

大磯町における高潮浸水想定区域は以下の図の通りであり、沿岸部では最大3m以上~5m未満の浸水の深さが想定されています。

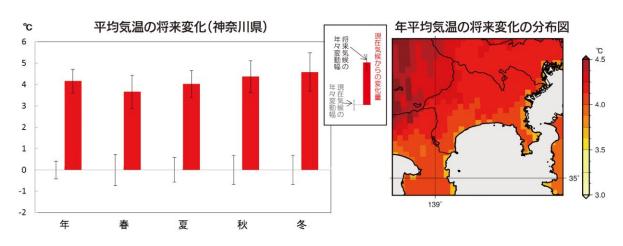


図 高潮浸水想定区域図

出典:神奈川県ホームページ

4) 気候変動の将来予測

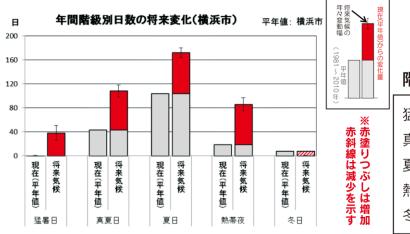
神奈川県では、地球温暖化が最も進行する場合、21 世紀末(2076~2095 年)には、20世紀末(1980~1999 年)よりも年平均気温が約4℃上昇すると予測されています。



出典:「神奈川県の21世紀末の気候」(横浜地方気象台)

図 神奈川県の平均気温の将来変化

地方気象台のある横浜市では、猛暑日が今後 100 年間で年間約 40 日増加すると予測されています。また、真夏日も約 70 日増加すると予測されています。



階級別日数

猛暑日:日最高気温35℃以上

真夏日:日最高気温30℃以上

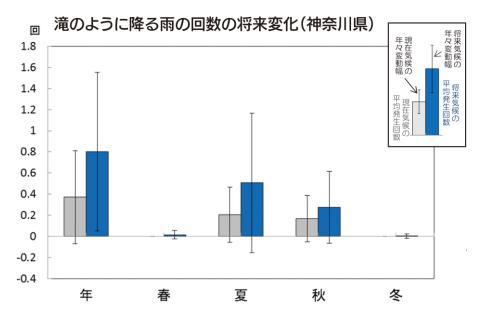
夏 日:日最高気温25℃以上

熱帯夜:日最低気温25℃以上

冬 日:日最低気温0℃未満

出典:「神奈川県の21世紀末の気候」(横浜地方気象台) 図 神奈川県の年間階級別日数の将来変化

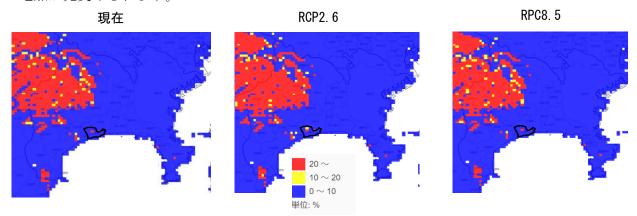
滝のように降る雨(1時間降水量50mm以上)の発生は、今後100年間で約2倍になると 予測されています。



出典:「神奈川県の21世紀末の気候」(横浜地方気象台)

図 神奈川県の1時間降水量50mm以上の将来変化

21世紀末(2081~2100年)における大磯町の土砂災害(斜面崩壊)の発生確率は、厳しい温暖化対策を取った場合(RCP2.6)、厳しい温暖化対策を取らなかった場合(RCP8.5)ともに、ほとんど変化が見られませんでしたが、大磯町においては土砂災害発生確率の高い地点が見受けられます。



出典:気候変動適応情報プラットフォーム (A-PLAT)

図 21世紀末 [2081~2100年] における都内の土砂災害(斜面崩壊)の発生確率【将来予測】

(現在[1981~2000年]に対する倍率)

- 注1)「環境省環境研究総合推進費 S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究 (2010~2014)」における 影響評価の研究成果 (S8 データ) で示される 4 つの気候モデルのうち、主要な日本の気候モデルである 「MIROC5 (東京大学/NIES:国立研究開発法人国立環境研究所/JAMSTEC:国立研究開発法人海洋研究開発 機構」の予測結果を示す。
- 注2) 地形、地質と降雨量変化に応じた地下水上昇の条件を、全国における過去の斜面崩壊の実績に基づいて決定し、年最大日降水量の将来値を用いて評価をしている。なお、この発生確率は、何年間に1回発生するといったものではなく、年最大日降水量の変化による斜面崩壊の確率を示すものである。

2 大磯町環境基本計画の進捗状況と課題

(1) 計画の進捗状況

大磯町環境基本計画は、町が重点的に取り組むべき5つのプロジェクトを設定し、取組みを推進してきました。この進捗状況により、現状を明らかにします。

1) 自然環境の保全プロジェクト ~豊かな自然とふれあえるまち~

① 里山の緑を守り、憩の場にしよう

| 環境指標 | 現行計画 策定時 平成24年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和 元年 度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 目標値 |
|----------------------|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------------|---------------------|-------------------------|-------|
| 都市計画区域内 の緑の割合 | 56.0% | 56.0% | 56.0% | 56.7% | 66.3% | 66.36% | 66.36% | 66.36% | 66.36% | 68.30% | 60.0% |
| 竹林整備面積 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | 800 m ² | _ | 1,780 m [*] | 5ha |
| 里山ボランティア 参加人数【年間】 | 12 人 | 10 人 | 10 人 | 10 人 | 11 人 | 11 人 | 11 人 | _ | 9人 | 9人 | 30 人 |
| 里山体験学習の 参加者数【年間】 | _ | | | | | | — 焦 | 15 人 場獣対策 | 13 人 整備参力 | —]者 | 100 人 |

- ・ 都市計画区域内の緑の割合は、平成28年度に目標値を達成しました。
- ・ 竹林整備面積は、計画の改定に合わせ、環境整備面積に変更を行います。
- 里山ボランティアの年間参加人数は、概ね横ばいで推移しています。
- ・ 里山体験学習の年間参加者数は、計画の改定に合わせ、鳥獣害対策環境整備参加者数に変更を行います。

※太字は目標を達成したもの

② 農とのふれあいを深め、農地を守ろう

| 環境指標 | 現行計画 策定時 平成24年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和 元年 度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 目標値 |
|-------------------|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|-----------|-----------|-----------|
| ふれあい市民農 園の区画数 | 258 区画 | 257 区画 | 263 区画 | 285 区画 | 291 区画 | 296 区画 | 296 区画 | 296 区画 | 291 区画 | 277 区画 | 300 区画 |
| 体験農園の開設 箇所数 | _ | | | | _ | _ | _ | _ | _ | - | 2箇所 |
| 農業体験学習の 年間参加者数 | 30 人 | 30 人 | 18 人 | 15 人 | 16 人 | 13 人 | 13 人 | 8 人 | 7人 | 33 人 | 50 人 |
| 地場産品の 学校給食普及率 | 9.5% | 6.6% | 9.4% | 18% | 18% | 10.9% | 17.3% | 17.4% | 8.30% | 15.8% | 15.0% |

- · ふれあい市民農園の区画数は、着実に増加しています。
- ・体験農園の開設箇所数は、
- ・ 農業体験学習の年間参加者数は、平成25年から減少傾向にありましたが、令和3年度に増加しています。
- ・ 地場産品の学校給食普及率は、平成27年度に目標値を達成後、概ね横ばいを推移しています。

③ 水辺の自然を守り、親しめる場所にしよう

| 環境指標 | 現行計画 策定時 平成24年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和 元年 度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 目標値 |
|------------------------------|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|-----------|-----------|----------|
| 雨水貯留槽の設 置補助件数 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | 制度 創設 |
| 水辺の自然体験・ 学習への参加者 数【年間】 | 72 人 | 119人 | 120 人 | 153 人 | 7人 | 279 人 | 63 人 | 63 人 | 未実施 | 21 人 | 100 人 |
| 生き物調査・観察 会の参加人数 【年間】 | 176 人 | 270 人 | 216 人 | 169 人 | 56 人 | 148 人 | 55 人 | 55 人 | 未実 施 | 未実 施 | 200 人 |

- ・ 雨水貯留槽の設置補助件数は、次期計画の改定に合わせ、節水等へのPR強化や、地下水の涵養を促す取組へ変更 を行います。
- ・ 水辺の自然体験・学習への年間参加者数は、平成2に目標値を達成しました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施となっています。
- ・ 生き物調査・観察会の年間参加人数は、平成25、26年度に目標値を達成しました。令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施となっています。

※太字は目標を達成したもの

④ 生き物とのふれあいを大切にしよう

| 環境指標 | 現行計画 策定時 平成24年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和 元年 度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 目標値 |
|--------------------|-----------------------|----------------|----------------|---------------------------|----------------|----------------|---------------------------|---------------|-----------------------------|-------------------------|-----------|
| 学校等のビオトー プ数 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1 箇所 | 1 箇所 | 1 箇所 | 1 箇所 | 2箇所 |
| 傷病野生鳥獣の 復帰率・里親率 | 27.6% | 56.6% | 69.9% | 68.2% | 76.3% | 71.1% | 65.80% | 64.40% | 60.65% | 58.71% | 50.0% |
| 生物多様性調査 | - | | - | 鳥獣農 業被害 状況取り まとめ | | - | 鳥獣農 業被害 状況取り まとめ | | 野生 (小)動 物被 害調 査 | 野生 (小)動 物目撃 調査 | データ 作成 |

- ・ 学校等のビオトープ数は、横ばいで推移しています。
- ・ 傷病野生鳥獣の復帰率・里親率は、平成25年度に目標値を達成しました。
- 生物多様性調査は、次期計画の改定に合わせ、国・県などの参考データを活用し、他課等と情報共有を図ります。

2) 歴史・文化・景観の保全プロジェクト ~歴史・文化と自然が共生するまち~

① 大磯らしい景観づくりを進めよう

| 環境指標 | 現行計画 策定時 平成24年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和 元年 度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 目標値 |
|-------------------------|-----------------------|----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|------------|------------|----------------------|
| 町民一人当たり の施設緑地の面 積 | 46.52 m ² | 46.92 m ² | 47.20 m | 47.20 m | 57.32 m | 57.32 m | 57.32 m | 57.32 m² | 57.62 m | 58.15 m² | 50.00 m ² |
| 保存樹の指定箇 所数 | _ | 制度 創設 | 2箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 4箇所 | 制度 創設 |
| いけがき緑化の 助成延長 | 730m | 763.7 m | 781m | 797m | 817m | 823m | 823m | 834m | 846.8 m | 846.8 m | 870m |
| シンボルツリーの 指定箇所数 | 11 箇所 | 18 箇所 | 21 箇所 | 25 箇所 | 29 箇所 | 31 箇所 | 34 箇所 | 35 個所 | 36 箇所 | 38 箇所 | 50 箇所 |

- 町民一人当たりの施設緑地の面積は、平成28年度に目標値を達成し、その後も増加傾向です。
- 保存樹の指定箇所数は、平成 25 年度に目標値を達成し、その後も着実に指定箇所数を増やしています。 いけがき緑化の助成延長は、増加傾向となっており、目標値達成まで残り 23.2m となっています。

※太字は目標を達成したもの

② 大磯の歴史・文化を大切にしよう

| 環境指標 | 現行計画 策定時 平成24年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和 元年 度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 目標値 |
|-------------------------------|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|-----------|-----------|--------|
| 郷土資料館の | 27,049 | 29,179 | 30,355 | 25,673 | 17,862 | 35,826 | 28,900 | 22,201 | 11,053 | 24,091 | 32,000 |
| 来場者数【年間】 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 生涯学習館の | 20,867 | 22,706 | 20,150 | 23,204 | 26,137 | 23,942 | 25,017 | 20,811 | 7,583 | 11,576 | 22,400 |
| 来場者数【年間】 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 歴史・文化ふれあ い講座への参加 者数【年間】 | 261 人 | 306 人 | 348 人 | 339 人 | 140 人 | 638 人 | 303 人 | 303 人 | 0人 | 54 人 | 300 人 |

- 郷土資料館の年間来場者数は、平成29年度に目標値を達成しました。
- 生涯学習館の年間来場者数は、平成25年度に目標値を達成しました。
- 歴史・文化ふれあい講座への年間参加者数は、平成25年度に目標値を達成しました。令和2年度は、新型コロナウイ ルス感染症拡大防止のため未開催となっています。

※太字は目標を達成したもの

③ 自然と共生するまちづくりを進めよう

| 環境指標 | 現行計画 策定時 平成24年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和 元年 度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 目標値 |
|---------------------------|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|-----------|-----------|---------------------|
| 保存樹の指定箇 所数【再掲】 | | 制度 創設 | 2箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 | 4箇所 | 制度 創設 |
| 都市計画公園の 町民一人当たり の面積 | 8.51 m ² | 9.56 m² | 9.67 m | 9.67 m | 9.95 m | 9.95 m | 9.95 m | 9.95 m | 9.95 m | 10.72 m² | 8.51 m ² |

- 保存樹の指定箇所数は、平成 25 年度に目標値を達成し、その後も着実に指定箇所数を増やしています。 都市計画公園の町民一人当たりの面積は、平成 25 年度に目標値を達成し、その後も増加傾向です。

④ 環境にやさしいまちづくりを進めよう

| 環境指標 | 現行計画 策定時 平成24年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和 元年 度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 目標値 |
|------------------|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|-----------|-----------|---------|
| 歩道整備の延長 | 12.93km | 13.00km | 13.00km | 13.00km | 13.00km | 13.00km | 13.00Km | 13.00Km | 13.00km | 13.00km | 16.28km |
| 住宅の耐震化率 | 65.0% | 66.7% | 67.83% | 68.66% | 70.29% | 71.16% | 72.02% | 73.08% | 74.02% | 74.92% | 90.0% |
| 公用車の低公害 車の導入 | 3台 | 10 台 | 14 台 | 18 台 | 22 台 | 27 台 | 29 台 | 31 台 | 33 台 | 35 台 | 14 台 |
| 電気自動車購入 への補助 | _ | | 充給' | 電器の補 | 助 | | | | | - | 制度創設 |
| 放置自転車の台 数【年間】 | 90 台 | 57 台 | 33 台 | 30 台 | 32 台 | 12 台 | 19 台 | 22 台 | 6台 | 11 台 | 0台 |

- 歩道整備の延長は、概ね横ばいを推移しています。
- 住宅の耐震化率は、増加傾向となっています。 公用車の低公害車の導入は、平成26年度に目標値を達成し、その後も増加傾向です。
- 放置自転車の年間台数は、減少傾向となっています。

※太字は目標を達成したもの

生活環境の保全プロジェクト ~健康で安心して暮らせるまち~ 3)

① 空気をきれいにしよう

| 環境指標 | 現行計画 策定時 平成24年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和 元年 度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 目標値 |
|-----------------------|-----------------------|----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|-----------|----------------|----------|
| 苦情件数(大気汚 染·悪臭)【年間】 | 14 件 | 5件 | 2件 | 2件 | 2件 | 2件 | 1件 | 6件 | 5件 | 3件 | O件 |
| 二酸化窒素濃度 | 環境基準 値以下 | 環境基準値以下 | 環境基準値以下 | 環境基準値以下 | 環境基準値以下 | 環境基準値以下 | 環境基準値以下 | 環境基準値以下 | 環境基準値以下 | 環境 基準 値下 | 現状 維持 |
| 公用車の低公害 車の導入【再掲】 | 3台 | 10 台 | 14 台 | 18 台 | 22 台 | 27 台 | 29 台 | 31 台 | 33 台 | 35 台 | 14 台 |
| 電気自動車購入 への補助【再掲】 | _ | _ | 充給 ¹ | 電器の補助 | 助 | | | | | - | 制度創設 |

- 大気汚染・悪臭に関する年間の苦情件数は、減少傾向で推移しています。
- 二酸化窒素濃度は、環境基準値以下となっており、目標値を達成しています。 公用車の低公害車の導入は、平成26年度に目標値を達成し、その後も増加傾向です。

② 水をきれいにしよう

| 環境指標 | 現行計画 策定時 平成24年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和 元年 度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 目標値 |
|---------------------|-----------------------|----------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------|
| 苦情件数(水質汚 濁)【年間】 | 6件 | 1件 | O件 | O件 | O件 | 1件 | O件 | 3件 | 2件 | 3件 | O件 |
| すべての河川水 質(BOD 値) | 最大 12mg/l | 最大 7mg/l | 最大 5.2 mg /Q | 最大 5.7 mg /Q | 最大 7.1mg /Q | 最大 4.6mg /0 | 最大 4.6mg /0 | 最大 4.8mg /0 | 最大 5.9mg /Q | 最大 6.3mg /0 | 5mg/l 以下 |
| 公共下水道 整備率 | 56.06% | 63.40% | 65.70% | 67.20% | 69.51% | 71.74% | 72.74% | 73.85% | 76.19% | 82.61% | 100% |
| 公共下水道接続 率 | 75.11% | 75.56% | 76.19% | 75.87% | 75.96% | 76.49% | 76.90% | 77.09% | 77.40% | 77.86% | 100% |
| 合併処理浄化槽 補助件数 | 15 件 | 16 件 | 17 件 | 20 件 | 21 件 | 21 件 | 21 件 | 21 件 | 21 件 | 21 件 | 50 件 |

- 水質汚濁における年間の苦情件数は、平成 26 年度に目標値を達成しました。 河川水質は、平成 29 年度に目標値を達成しました。 公共下水道整備率は、増加傾向で推移しています。 公共下水道接続率は、増加傾向で推移しています。 合併処理浄化槽補助件数は、増加傾向で推移しています。

※太字は目標を達成したもの

③ 静かな暮らしを守ろう

| 環境指標 | 現行計画 策定時 平成24年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和 元年 度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 目標値 |
|------------------|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|-----------|-----------|----------|
| 苦情件数(騒音) 【年間】 | 6件 | 4件 | 2件 | 4件 | 4件 | 5件 | 7件 | 8件 | 12 件 | 8件 | O件 |
| 苦情件数(振動) 【年間】 | O件 | O件 | O件 | O件 | O件 | O件 | O件 | O件 | O件 | O件 | 現状 維持 |

- 騒音の苦情件数は、概ね横ばいで推移しています。
- 新道の苦情件数は、O件となっており、目標値を達成しています。

4) 循環型社会の構築プロジェクト ~限りある資源を大切にするまち~

① ごみの減量とリサイクルを進めよう

| 環境指標 | 現行計画 策定時 平成24年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和 元年 度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 目標値 |
|--------------------|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|-----------|-----------|---------|
| 一人1日当たりの ごみの排出量 | 1,038g | 982g | 895g | 933g | 996g | 954g | 944g | 952g | 912g | 算定中 | 984g |
| ごみの資源化率 | 26.9% | 30.4% | 34.60% | 30.40% | 28.54% | 29.14% | 28.14% | 28.79% | 30.30% | 算定中 | 34.0% |
| コンポスト容器の あっせん件数 | 2,218 件 | 2,292 件 | 2,330 件 | 2,367 件 | 2,393 件 | 2,433 件 | 2,462 件 | 2,451 件 | 2,472 件 | 2,494 件 | 2,500 件 |
| 電動生ごみ処理 機の補助件数 | 297 件 | 327 件 | 453 件 | 485 件 | 492 件 | 498 件 | 499 件 | 505 件 | 510件 | 523 件 | 425 件 |

- 一人1日当たりのごみの排出量は、平成25年度に目標値を達成しており、その後も概ね減少傾向で推移しています。 ごみの資源化率は、平成26年度に目標値を達成しています。 コンポスト容器のあっせん件数は、増加傾向を推移しており、目標値まで残り6件となっています。 電動生ごみ処理機の補助件数は、平成26年度に目標値を達成し、その後も着実に増加しています。

※太字は目標を達成したもの

② ごみの適正な分別・処理・処分と環境美化を進めよう

| 環境指標 | 現行計画 策定時 平成24年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和 元年 度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 目標値 |
|------------------|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|-----------|-----------|-----|
| アダプト制度の参 加団体数 | 4団体 | 5団体 | 6団体 | 6団体 | 6団体 | 6団体 | 5団体 | 5団体 | 5団体 | 6団体 | 6団体 |
| 不法投棄件数 【年間】 | 67 件 | 34 件 | 29 件 | 20 件 | 14 件 | 33 件 | 25 件 | 36 件 | 24 件 | 37 件 | O件 |

- アダプト制度の参加団体数は、平成26年度に目標値を達成しました。
- 年間の不法投棄件数は、概ね横ばいで推移しています。

※太字は目標を達成したもの

③ エネルギーの有効活用を進め、地球温暖化を防止しよう

| 環境指標 | 現行計画 策定時 平成24年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和 元年 度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 目標値 |
|------------------------------|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|-----------|-----------|-------|
| 住宅用太陽光発 電システム補助 件数 | 122 件 | 226 件 | 248 件 | 268 件 | 276 件 | 286 件 | 293 件 | 304 件 | 311 件 | 321 件 | 500 件 |
| 公共施設への太 陽光発電システ ムの導入件数 | 8件 | 10 件 | 10 件 | 12 件 | 12 件 | 12 件 | 11 件 | 11 件 | 11 件 | 11 件 | 18 件 |

- 住宅用太陽光発電システム補助件数は、着実に増加しています。
- 公共施設への太陽光発電システムの導入件数は、着実に増加しています。

④ 幅広く地球環境問題に取り組もう

| 環境指標 | 現行計画 策定時 平成24年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和 元年 度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 目標値 |
|-------------------|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|-----------|-----------|----------|
| グリーン購入基本 方針の策定 | _ | _ | | | _契 | 約上の | グリーン | (購入の | 推進 | * | 方針 策定 |
| | | | | | | | | | | | |

・・グリーン購入基本方針の策定は、次期計画での策定を目指します。

5) 環境教育・学習の推進プロジェクト ~協働による環境づくりをするまち~

① 環境に対する意識を高め、行動につなげよう

| 環境指標 | 現行計画 策定時 平成24年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和 元年 度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 目標値 |
|-------------------|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|-----------|-----------|----------|
| こどもエコクラブ の数 | _ | _ | _ | _ | _ | | | _ | | | 4 クラブ |
| 環境アドバイザー の登録人数 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | 制度 創設 |

- · こどもエコクラブの数は、
- ・ 環境アドバイザーの登録人数は、次期計画の改定に合わせ、町民参画など広く募集を行います。

② パートナーシップを形成しよう

| 環境指標 | 現行計画 策定時 平成24年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和 元年 度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 目標値 |
|----------------------|-----------------------|----------------|----------------|---------------------------------|--|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-----------|---------------|
| 町ぐるみ美化キャンペーン参加人数【年間】 | 4,500 人 以上 | 4,471 人 | 4,623 人 | 4,133 人 | 4,091 人 | 3,576 人 | 3,515 人 | 3,560 人 | 未実施 | 未実施 | 6,000 人 以上 |
| 環境シンポジウム の開催【年間】 | _ | l | ı | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 10 | 未実施 | 未実施 | 1回 以上 |
| 自然観察講座の メニュー数【年間】 | 4講座 | 3講座 | 3講座 | 3講座 | 2講座 | 3講座 | 2講座 | 1講座 | 未実施 | 未実施 | 5講座 |
| アダプト制度の参 加団体数【再掲】 | 4団体 | 5団体 | 6団体 | 6団体 | 6団体 | 6団体 | 5団体 | 5団体 | 5団体 | 6団体 | 6団体 |
| 環境行動チェック シートの作成 | _ | _ | _ | エコライ フチェッ クシート の 作成 | エコライ フチェッ シの 配 の 配 の | HP にエ コライフ チェック シートを 掲載 | HP にエ コライフ チェック シートを 掲載 | HP にエ コライフ チェック シートを 掲載 | HP にエ コライフ チェック シートを 掲載 | _ | シート 作成 |

- ・ 町ぐるみ美化キャンペーンの年間参加人数は、概ね横ばいを推移しています。令和2、3年度は、新型コロナウイルス 感染症拡大防止のため未実施となっています。
- ・ 環境シンポジウムの開催は、平成27年度に目標値を達成しました。令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施となっています。
- ・ 自然観察講座のメニュー数は、概ね横ばいを推移しています。令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施となっています。
- ・ 環境行動チェックシートの作成は、平成27年度に目標値を達成しました。

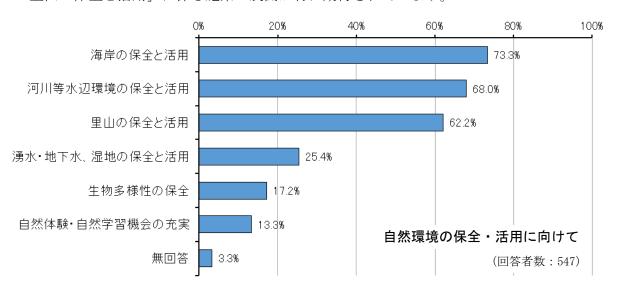
※太字は目標を達成したもの

(2) 市民の意識・意向の状況(アンケートの結果より)

本町では、令和3 (2021) 年11月に、環境に関するアンケートを実施し、町民が今後、町が優先的に取り組んでいく必要があると思うことについて調査しました。

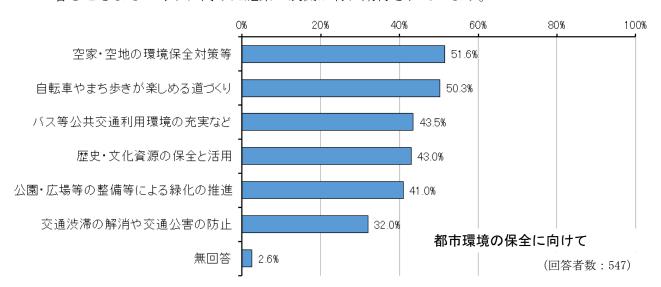
1) 自然環境の保全・活用に向けて

自然環境の保全・活用に向けて、「海岸の保全と活用」や「河川等水辺環境の保全と活用」、「里山の保全と活用」に係る施策の展開が特に期待されています。



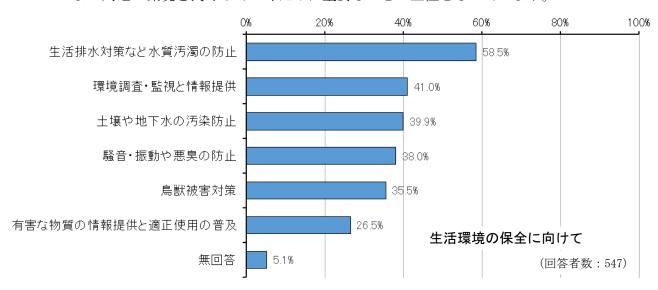
2) 都市環境の保全に向けて

都市環境の保全に向けて、「空家・空地の環境保全対策等」や「自転車やまち歩きが楽しめる道づくり」についてはそれぞれ5割以上と高くなっているなど、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりに向けた施策の展開が特に期待されています。



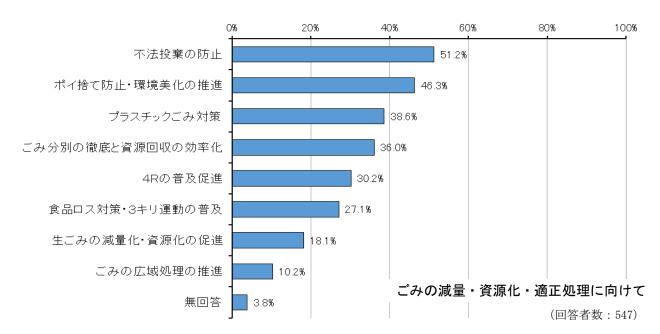
3) 生活環境の保全に向けて

生活環境の保全に向けて、6割近くの町民が「生活排水対策など水質汚濁の防止」に係る取組みを優先的に進めて欲しいとしています。問4でも「川や池の水のきれいさ」は住まい周辺の環境を良くしていくために重要なことの上位となっています。



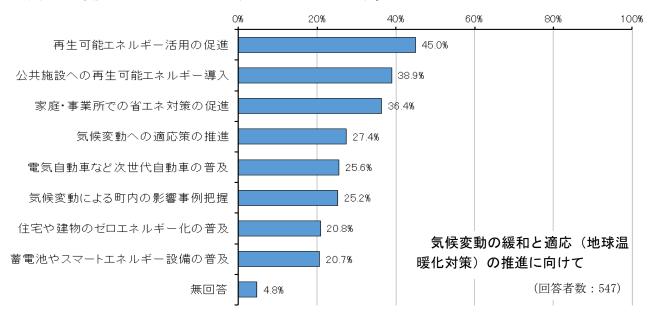
4) ごみの減量・資源化・適正処理に向けて

ごみの減量・資源化・適正処理に向けて、「不法投棄の防止」や「ポイ捨て防止・環境美化の推進」がそれぞれ5割前後となっているほか、プラスチックごみ対策も4割近くあり、問4の環境を良くしていくために重要なことでも「まちの清潔さ」が第2位にあげられ、町民の関心が特に高いといえます。



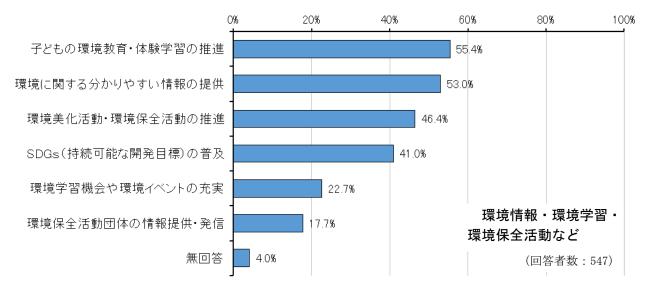
5) 気候変動の緩和と適応(地球温暖化対策)の推進に向けて

気候変動の緩和と適応の推進に向けて、特に「再生可能エネルギー活用の促進」に係る 取組みを優先的に進めていく必要があるとしています。



6) 環境情報・環境学習・環境保全活動など

環境の保全及び創造を図っていく上で、地域の環境の状況について学び、課題を共有し、環境保全活動を協働で進めていく必要があります。こうした取組みを進めていく上で、「子どもの環境教育・体験学習の推進」や「環境に関する分かりやすい情報の提供」などを優先的に進めていくことが期待されています。



(3) 現状と課題

1) 自然環境の保全プロジェクト ~豊かな自然とふれあえるまち~

高麗山や鷹取山などの丘陵や里山、山裾に広がるみかん畑などの農地、花水川や葛川などの河川、こゆるぎの浜などの海辺といった多様な自然環境を保全・活用するとともに、 多様な生き物の生息環境を保全・創造するための取組みを進めています。

都市計画区域内の緑の割合は、平成 24 (2012) 年度の 56.0%から、令和 3 (2021) 年度 は 68.3%となっており、目標値 (60.0%) を達成しています。緑を保全し、創造する取組 みを継続して進めていく必要があります。

また、大磯町では、「大磯町鳥獣被害防止計画」に基づき鳥獣被害対策を推進しています。野生鳥獣による農作物被害の被害面積は、平成24 (2012) 年度の2.10ha から令和3 (2021) 年度は0.32ha、被害額は平成24 (2012) 年度の2,925 千円から令和3 (2021) 年度は1,246 千円と減少していますが、年度によっては大幅に増加していますので、引き続き計画的な防除対策に取組む必要があります。



出典:「野生鳥獣による農作物被害の状況について」(神奈川県ホームページ) 図 大磯町の野生鳥獣による農作物被害状況

特定外来生物のアライグマや重点対策外来種のハクビシンが確認されており、鳥獣被害を発生させています。また、特定外来植物ではオオキンケイギクが確認されており、見かけた場合は通報するよう呼び掛けていますが、大磯町の生物多様性の保全のためにも、特定外来生物の生息調査の実施や、情報発信を強化する必要があります。

アンケートの調査結果によると、町民・事業者とも、「海岸の保全と活用」や「河川等水辺環境の保全と活用」、「里山の保全と活用」に係る施策の展開が期待されていますので、本町の豊かな自然環境を保全、活用するための施策に今後も力を入れる必要があります。

2) 歴史・文化・景観の保全プロジェクト ~歴史・文化と自然が共生するまち~

緑と調和した住宅地の街並みなど大磯らしい景観の保全・形成に図るとともに、鴫立庵や旧島崎藤村邸などの歴史・文化資源の保全、また、環境にやさしいまちづくりを進めるとともに、自然に配慮した交通体系の構築を進めています。

町民一人当たりの施設緑地の面積は、平成 24 (2012) 年度実績の 46.52 ㎡から令和 3 (2021) 年度実績は 58.15 ㎡と増加しており、目標値 (50.00 ㎡) を達成していますが、 景観の保全・形成のために、引き続き取組みを進めていく必要があります。

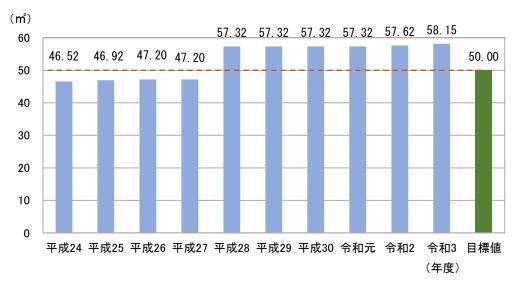


図 町民一人当たりの施設緑地の面積

保護樹の指定箇所数は、平成25 (2013) 年度に目標である保存樹木・樹林指定制度が創設され、令和3 (2021) 年度は4箇所が指定されていますが、取組みの継続に加えて、制度を広く周知させることが必要です。

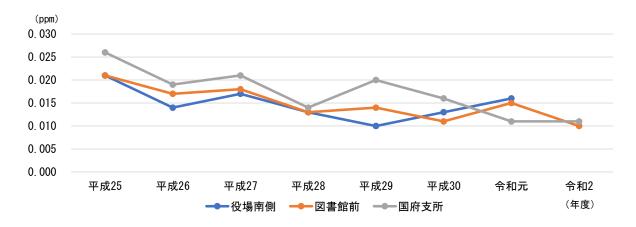
アンケート調査結果及び意見交換会によると、「歩道整備」や「公園整備」、「空家・空地対策」、「歴史・文化資材の活用と保全」等、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりに向けた施策の展開が特に期待されています。

また、「バス等公共交通利用環境の充実」や「歴史・文化資源の保全と活用」、「公園・広場等の整備等による緑化の推進」も4割以上の町民が今後の取組みに期待しており、環境保全とまちづくりと一体的な展開が期待されています。

3) 生活環境の保全プロジェクト ~健康で安心して暮らせるまち~

日常生活や事業活動から生じる大気汚染や水質汚濁、騒音・振動を防止するとともに、アスベストやダイオキシン類などの有害化学物質の汚染を防止し、健康で安全な生活環境の保全のために、取組みを進めています。

大気汚染物質のうち、主に自動車から排出される二酸化窒素の濃度は、概ね横ばいに推移しており、すべての調査地点において環境基準を上回っていません。引き続き日頃からの測定、監視により、長期的な傾向を把握しながら、現状を維持する必要があります。



出典:大磯の統計 図 二酸化窒素濃度の推移

(注) 試料採取方法: 液体捕集法

測定方法: ザルツマン試薬を用いる吸光光度法

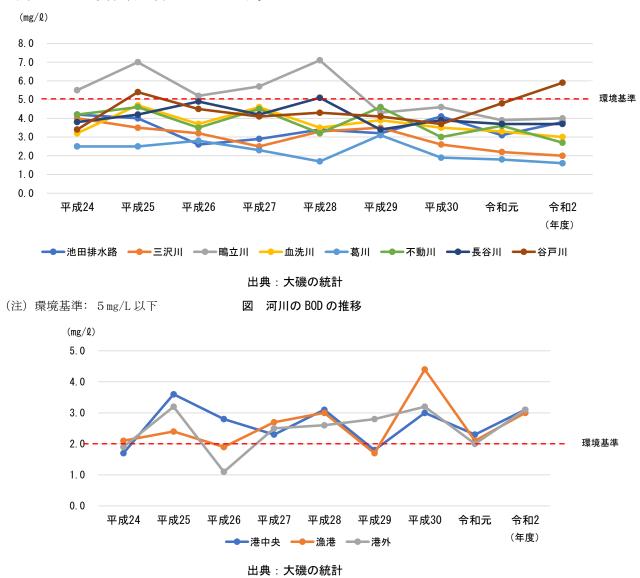
測定回数:年1回。冬に行う。

採取時間帯:正午から翌日の正午までの24時間

環境基準:人間の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持される事が望ましい基準 (規制基準ではない) 1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm またはそれ以下

- (注) ppm: 濃度の単位で、100万分の1を表す。たとえば、水1トンに物質が1g混ざっている場合は1ppmである。
- (注) 役場南側は令和2 (2020) 年度、調査を実施していない。

河川の水質調査を8地点で実施し、令和2 (2020) 年度は谷戸川を除く河川で環境基準を達成しています。また、海域の水質調査を3地点で実施し、平成24 (2012) 年度から令和2 (2020) 年度までの9年間では環境基準を上回る年度が多くなっていますので、河川、海域ともに水質改善に努めていきます。



また、大気汚染・悪臭、水質汚濁、騒音、振動それぞれの苦情件数は、大気汚染・悪臭、水質汚濁は減少していますが、騒音は増加していますので、その対応も必要となります。 振動の苦情件数は平成24(2012)年度以降、0件を維持しています。

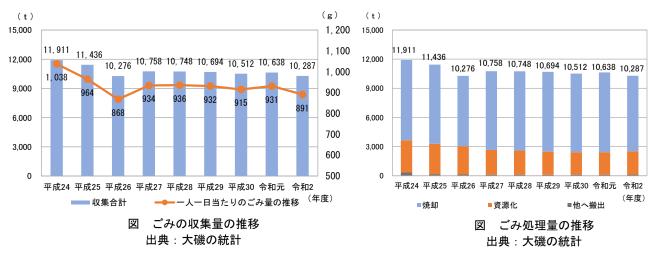
図 海域の COD の推移

(注) 環境基準: 2 mg/L 以下

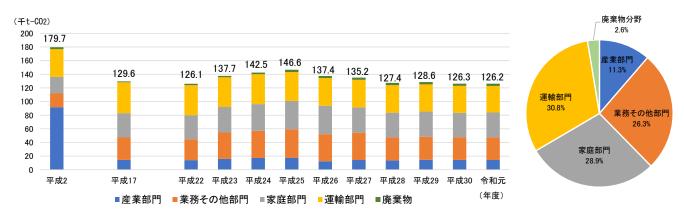
4) 循環型社会の構築プロジェクト ~限りある資源を大切にするまち~

地球への思いやりの心を育み、省資源・省エネルギー型のライフスタイルへの変換を図り、環境負荷の少ない循環型社会を構築し、3R(Reduce ごみの排出抑制、Reuse 再使用、Recycle 再生利用)に基づき、限りある資源を大切にする取組みを推進しています。

一人 1 日当たりのごみの排出量は、平成 24(2012) 年度実績の 1,038g から令和 2(2020) 年度実績は 912g と減少しており、目標値 (984g) を達成しています。ごみ処理量は、概ね横ばいを推移していますので、ごみ減量につながる取組みを強化する必要があります。



二酸化炭素排出量(暫定値)は、国の地球温暖化対策計画の基準年度である平成 25(2013)年度の 146.6 千 t- CO_2 から令和元 (2019)年度は 126.2 千 t- CO_2 と 13.9%減少していますが、中長期目標 (79.2 千 t- CO_2 まで削減)達成のため、省エネルギー対策・脱炭素社会構築に向けた取組みの周知や実施を行うことが必要です。



出典:環境省「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」自治体排出量カルテを基に作成 ※ 廃棄物分野の二酸化炭素排出量に関して、平成25年度以降の数値は大磯町の統計「ごみ焼却量」を基に算出

アンケート調査結果によると、ごみの減量・資源化・適正処理に向けて今後、町が優先的に取り組んでいく必要があると思うことについて、町民の約4割がプラスチックごみ対策、約3割が食品ロス対策を挙げています。プラスチックごみと食品ロスの削減は、地球温暖化対策にもつながるので、町、町民、事業者で連携を図りながら、循環型社会の実現を目指す必要があります。

5) 環境教育・学習の推進プロジェクト ~協働による環境づくりをするまち~

自然体験などの環境教育・学習を進め、環境に関する情報を身近にすることで、環境の 現状と仕組みについて知り、考え、環境にやさしい行動につなげること、また、町・町民・ 事業者の協働による取組みを進めるとともに、自主的な環境保全活動を進めています。

自然観察講座の実施や、環境シンポジウムの開催について、令和2 (2020) 年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、未実施となっています。今後は、感染症拡大など、対面方式でのイベントが困難な状況となる状況にも対応できるよう、オンラインによる開催なども充実させていく必要があります。

町ぐるみ美化キャンペーンの年間参加人数は、概ね横ばいを推移していますので、更なる普及が求められます。

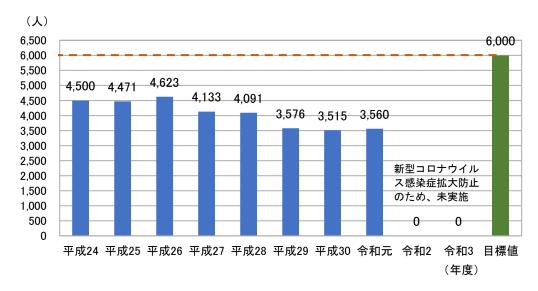


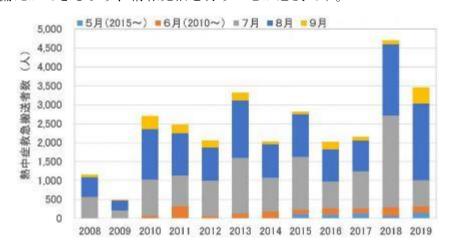
図 町ぐるみ美化キャンペーン参加人数の推移

アンケート調査結果によると、「環境学習や自然体験、環境保全などの活動への参加」について、「今後してみたい」が約6割と高く、今後、取組みを進めやすい機会の充実や支援が必要です。また、75歳以上を除くと、それぞれ若い世代ほど「今後してみたい」との意向が高い傾向が見られます。また、「子どもの環境教育・体験学習の推進」や「環境に関する分かりやすい情報の提供」などを優先的に進めていくことが期待されていますので、今後は、参加しやすい内容を提供できるよう、事業の見直しや工夫が求められます。

6) その他

気候変動適応策への対応も必要です。アンケート調査結果によると、町民の約3人に1 人の割合で、今後、気候変動への適応を進めていく必要があると考えており、暮らしの安 全性の確保、温暖化に対する適応が求められています。

神奈川県内の熱中症による救急搬送者数は、平成30(2018)年に過去最多の4,710人を記録し、令和元(2019)年も3,463人と高止まりをしています。今後、気候変動による気温の上昇等の影響により、人々の熱中症予防の対策に変化がないと仮定すれば、熱中症の救急搬送者数はさらに増加することが予測されていますので、熱中症等の健康面への影響に対する備えができるよう、情報発信を行うことが必要です。



出典:神奈川県ホームページ(神奈川県気候変動適応センター) 図 県内の熱中症救急搬送者数の変化

気候変動の影響について周知啓発も必要です。ゲリラ豪雨や高潮被害に備え、ハザードマップの周知やマイ・タイムライン(防災行動計画)の普及促進も大切です。

また、アンケート調査結果によると、今後どのように SDGs の目標を達成していくかに 関心のある町民も多く、国際的な目標である SDGs について、環境分野における推進も求 められています。本計画において、どの施策や取組みが、どの SDGs 目標に対応している かを分かりやすく表記し、町民、事業者、町の行動に寄与できるよう整理します。

第4章 目指すべき将来像

目指すべき将来像

みんなでつくる 人と自然が共生した持続可能なまち 大磯(案)

平成 25 (2012) 年 3 月に策定した「大磯町環境計画」では、「豊かな自然と歴史・文化に囲まれた快適なまち 大磯」を基本目標として、町・町民・事業者が協力しながら、豊かな自然や歴史・文化資源を守り、大磯らしいまちを目指してきました。

本町には、緑豊かな高麗、鷹取の山並みや、こゆるぎの浜に象徴される美しいなぎさなど、豊かで美しい自然があり、鴫立庵や旧島崎藤村邸に代表される多くの歴史的文化遺産も有しています。

これらを守り将来の世代に引き継ぐこと、気候変動の影響に備えながら、地球温暖化に対応していくこと、循環型社会を構築していくことは大磯町の課題の一つと言えます。

また、大磯町で暮らし、働き、活動している、地域社会を構成する一人ひとりが、環境について学び、自分事として環境負荷を減らすために取り組んでいく必要があります。

これらを踏まえ、当町の環境を自然豊かで住みやすい「持続可能なまち」にしていくこと目指し、『みんなでつくる 人と自然が共生した持続可能なまち 大磯(案)』を将来像として定めました。

第5章 環境保全に関する施策

目指すべき 将来像

んなでつくる 然が 共 生 た 持 続 可 能 な ま ち 大

磯

案

分野と基本目標

地球温暖化・エネルギー対策

地球にやさしく、 気候変動に備えるまち

自然環境の維持・保全

基本目標2 (案)

基本目標1(案)

豊かな自然を大切にし、 多様な生物と共生するまち

生活環境の保全

基本目標3 (案)

健康で安心して暮らせる、 美しいまち

循環型社会の構築

基本目標4 (案)

ごみを減らし、 資源を大切にするまち

環境教育・学習の推進

基本目標 5 (案)

環境を守るために、 行動する人をはぐくむまち

施策

- ① 省エネルギーの推進
- ② 再生可能エネルギーの推進
- ③ 温室効果ガスの吸収源対策の推進
- ④ 気候変動への適応
- ① 森林・里山の整備・保全
- ② 農地保全の推進
- ③ 水辺保全の推進
- ④ 生物多様性の保全
- ① 健康で快適な生活環境の確保
- ② 大磯らしい景観の形成
- ③ 快適で安全なまちづくりの推進
- ④ 歴史・文化の保全
- ① ごみの減量化の推進
- ② ごみの資源化の推進
- ③ ごみの適正処理
- ④ まちの美化の推進
- ① 歴史・文化を大切にする人材の育成
- ② 環境学習・体験の機会の提供
- ③ 普及啓発・情報発信の強化
- ④ 環境保全におけるパートナーシップの形成

施策体系図

基本目標1

「地球にやさしく、気候変動に備えるまち」









地球温暖化の影響により、かつて経験したことのないような気候の変化が生じており、 地球温暖化は世界全体で取組むべき課題となっています。本計画では、地球温暖化対策実 行計画(区域施策編)を包含し、二酸化炭素の排出抑制を図っていくため、「カーボンニュ ートラル」から「カーボンネガティブ」へと一歩踏み込んだ視点から、地球温暖化・エネ ルギー対策の検討を進めます。

また、本町では、国が「脱炭素ロードマップ」で示した「脱炭素先行地域」に選定されることを目指し、二酸化炭素の排出削減の取組みを推進します。

■ 現状趨勢による将来予測

現状趨勢とは、追加的な対策を見込まず、インフラなどは現状のものを使い続けるという前提で、人口や経済成長等の影響(活動量)のみが変化するという考え方に基づき将来の二酸化炭素排出量を予測することをいいます。

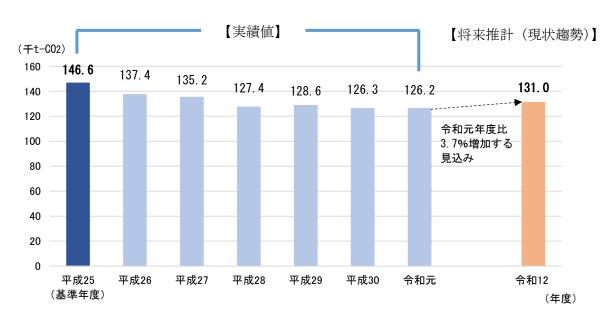
現状趨勢を推計するにあたり、用いた活動量指標と将来の活動量の考え方は次のとおりです。

表 将来推計に用いた活動量指標と将来の活動量の考え方

| 4 | 7 HH | 江利見七冊 | 版本の江科県の老さ七 |
|----------|------|---------------------|--|
| 首 | 7門 | 活動量指標 | 将来の活動量の考え方 |
| | 製造業 | 製造品出荷額 | 近年の傾向から製造品出荷額は緩やかに増加するとした。(平成 19 (2007) 年度から令和 2 (2020) 年度(大磯の統計より確認できる 最新の値)までの推移から回帰分析により傾向を求め、令和 3 (2021) 年度以降に反映)。 |
| 産業 部門 | 建設業 | 従業者数 | 近年の傾向から建設業の従業員数は緩やかに減少するとした。(平成 21 (2010) 年度から令和元 (2019) 年度までの推移から回帰式 (指数関数)を求め、令和 2 (2020) 年度以降に反映)。 |
| 農業 人口 | | 人口 | 農林水産業に係る従業員数の近年の推移で一部数値不明であったため、「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツールの設定方法に則り、人口を活動量指標とした。第五次総合計画前期基本計画における、「国立社会保障・人口問題研究所準拠」の推計条件を参照とした。 |
| 家庭部門 | 月 | 住民基本台帳 世帯数 | 近年の傾向から世帯数は緩やかに増加するとした。国立社会保障・ 人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(平成31年推計)」一般 世帯総数の推移における、神奈川県の割合に基づき算出。 |
| 業務部門 | 月 | 従業者数 | 近年の傾向から従業員数は横這いのまま推移するとした。 |
| | 自動車 | 自動車保有 台数 | 近年の傾向から自動車保有台数は横這いのまま推移するとした。 |
| 運輸 部門 | 鉄道 | 人口 | 人口は減少傾向とした。第五次総合計画前期基本計画における、 「国立社会保障・人口問題研究所準拠」の推計条件を参照とした。 |
| | 船舶 | 入港船舶 総トン数 | 近年の傾向から入港船舶総トン数は横這いのまま推移するとした。 |
| 廃棄物部 | 祁門 | CO ₂ 排出量 | 近年の傾向から CO2排出量は横這いのまま推移するとした。 |

※ 活動量指標は原則として、環境省「自治体排出量カルテ」に基づきます

令和 12 (2030) 年度における町の二酸化炭素排出量を推計すると、131.0 千 t-C0 $_2$ となり、平成 25 (2013) 年度に比べ 10.6%削減の見込みですが、令和元 (2019) 年度と比較すると、3.7%増加する見込みです。



二酸化炭素排出量の将来推計結果(現状趨勢)

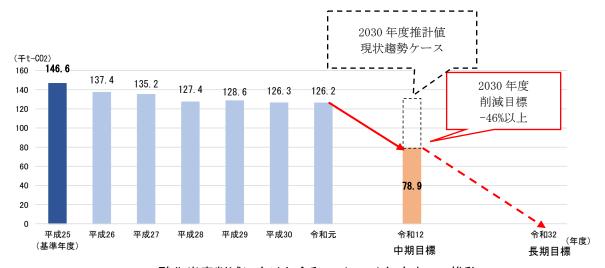
■ 温室効果ガス排出量の削減目標

●中期目標

令和 12(2030)年度において、二酸化炭素排出量を平成 25(2013)年度から 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく

●長期目標

令和 32(2050)年度までにカーボンネガティブを目指す



二酸化炭素削減に向けた令和 32(2050)年度までの推移

■ 二酸化炭素削減に向けた取組み

今後、町が主体となり、国の地球温暖化対策計画に基づき、国全体で進められる対策や神奈川県と連動した対策を行うことにより、令和 2 (2020) 年度から令和 12 (2030) 年度にかけて約 47.3 千 t-CO₂の排出削減が図られ、約 78.9 千 t-CO₂ (平成 25 [2013] 年度比で46.2%減)にまで低減することが見込まれます。

表 対策による各分野の CO2 排出量の削減見込量

単位: 千 t-CO₂

| 部門 | 目標の達成に向けた取組み | 2020 年度からの 2030 年度の 削減見込量 令和 12 (2030) 年度 |
|-------|---|--|
| 産業部門 | 省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進、 徹底的なエネルギー管理の実施など | 1.3 |
| 家庭部門 | 住宅の省エネルギー化、高効率な省エネルギー機器の普及、HEMS などを利用した徹底的なエネルギー管理の実施、機器の買い替え促進など | 5. 0 |
| 業務部門 | 建築物の省エネルギー化、高効率な省エネルギー機器の普及、省エネ診断等による徹底的なエネルギー管理の実施、クールビズ・ウォームビズの促進など | 5. 5 |
| 運輸部門 | 次世代自動車の普及、燃費改善、環境に配慮した自動車使用等の促進、公共交通機関及び自転車の利用促進、エコドライブ、カーシェアリングなど | 8. 7 |
| 廃棄物部門 | 改定 大磯町一般廃棄物処理基本計画の施策実施後 の将来ごみ発生量の達成、バイオプラスチックの導 入など | 0.8 |
| 横断分野 | 電力排出係数の改善 | 26. 0 |
| | 合計 | 47. 3 |

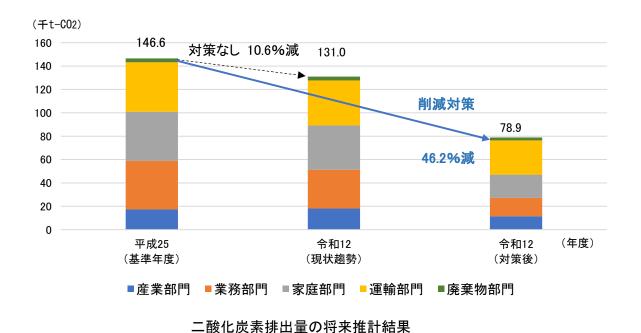
[※] 四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

表 削減見込量推計値を考慮した将来推計

単位: 千 t-CO₂

| ガ ガ ス 部門 | | 実終 | 責値 | 将来推計值 | 令和 12 (2030) 年度 推計値の増減率 |
|----------------|-------|--------------------|--------------------|-------------------|----------------------------|
| 種 | , - | 平成 25 年度 (基準年度) | 令和 12 年度 (現状趨勢) | 令和 12 年度 (対策後) | 平成 25 (2013) 年度比 |
| | 産業部門 | 17. 3 | 18. 1 | 11.5 | -33.8% |
| | 業務部門 | 41. 5 | 33. 3 | 15. 7 | -62.8% |
| C02 | 家庭部門 | 42. 1 | 37.8 | 19. 9 | -52.0% |
| | 運輸部門 | 42. 4 | 38.6 | 29. 3 | -30.9% |
| | 廃棄物部門 | 3.3 | 3.3 | 2. 5 | -22.9% |
| | 合計 | 146.6 | 131.0 | 78. 9 | -46. 2% |

[※] 四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。



以下、中期目標及び長期目標の達成に向けた「地球温暖化・エネルギー対策」の取組みを、施策①から施策④まで記載します。

施策① 省エネルギーの推進

地球温暖化による気候変動の影響により、毎年のように深刻な被害がもたらされる中、 日常生活や事業活動等において、一人ひとりが省エネルギーに取り組み、二酸化炭素の排 出抑制に取り組んでいく必要があります。

そのため、町民や事業者に、HP等を通じてCOOL CHOICE の普及・啓発を行い、一人ひとりが環境にやさしい行動を実践できるよう促していくとともに、町としても省エネ性能の高い施設設備を整備するなど、率先して省エネルギー対策に取り組むことによって、二酸化炭素の排出抑制を図っていきます。

目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------|-------------|---------------|
| 環境行動チェックシートの作成 | •• | •• |
| 以現刊到 J エフノン ─ I*VJ F /以 | 令和元(2019)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| 公用車の次世代自動車の導入 | ●●台 | ●●台 |
| 公用車の次色代白勁車の等人 | 令和元(2019)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| 電気自動車購入への補助 | ●●台 | ●●台 |
| 电 双 日 到 平 牌 八 へ の 補 切 | 令和元(2019)年度 | 令和 14(2032)年度 |

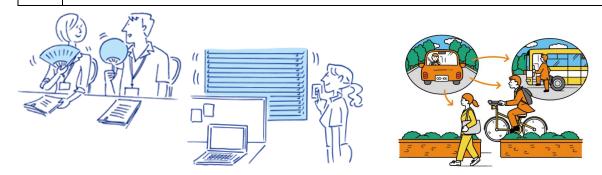
町の取組み

● 省エネルギー性能に優れた家電製品や設備機器の普及

- · 省エネルギーにつながる高効率設備・機器の情報提供を行います。
- ・ 公共施設の設備・機器を率先して更新します。
- ・ 公共施設における LED 照明の積極的な導入を進めます。

省エネルギーの実践活動の促進

- · 省エネルギーに関する意識啓発を行います。
- 町民・事業者に対する COOL CHOICE の啓発を行います。
- · エコドライブの啓発を行います。
- ・ 公用車の効率的な利用に努めます。
- ・ 地球環境保全に関する意識啓発を行います。



出典:環境省ホームページ「COOL CHOISE」

町の取組み

住宅・建築物の省エネルギー化の推進

- ・ 国や県の支援制度の周知・活用を図ります。
- ・ 新築、改築を行う町施設については、環境に配慮した工事を実施するとともに、 省工ネ性能の高い施設設備を整備します。

次世代自動車等の普及促進

- ・ 国や県の支援制度の周知・活用を図ります。
- ・電気自動車購入の補助制度を創設します。
- ・ 公用車の更新時に、次世代自動車の率先転換を図ります。
- ・ 関係機関と連携して、バス等の低公害車・低排出ガス車への転換を促進します。

地球温暖化対策実行計画による温室効果ガスの排出抑制

・ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定している大磯町地球温暖化対 策実行計画(事務事業編)を着実に推進し、町が行う事務・事業の二酸化炭素排 出量を削減します。

町民の取組み

- LED 照明や省エネ家電等の省エネ機器を積極的に購入します。
- 省エネリフォーム窓や壁等の断熱リフォームを導入します。
- 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ります。
- テレワークやオンライン会議など働き方を工夫します。
- 電気、水道、ガス等の使用量の削減に努めます。
- 熱中症に気を付けながら、エアコンは適切な温度で使用します。
- マイカーの利用を控え、徒歩や自転車、バス、電車を利用します。
- エコドライブを心掛けます。
- 次世代自動車の導入に努めます。



エコ住宅・断熱リフォーム 出典:環境省ホームページ「COOL CHOISE」

事業者の取組み

- LED 照明や省エネルギー型の機械・設備を積極的に導入します。
- 使用していない電気機器や照明をこまめに切るなど、省エネを徹底します。
- 事業所、店舗を新築や改築する時は、省エネ性能の高い建物にします。
- 長寿命化、リサイクル、省エネ等を考慮した製品の開発や提供に努めます。
- テレワークやオンライン会議など働き方を工夫します。
- 省資源・省エネルギーを実践し、温室効果ガス排出量の削減につながる事業活動を実施します。
- オフィスなどで省エネ行動、節水行動を組織化して実践します。
- 熱中症に気を付けながら、エアコンは適切な温度で使用します。
- クールビズ、ウォームビズに取組みます。
- 自動車の利用は最小限とし、移動にはなるべく公共交通機関を利用します。
- エコドライブを心掛けます。
- 次世代自動車の導入に努めます。
- エアコンや冷蔵庫などの特定フロン及び代償フロンの冷媒の漏えいを防止し、適正に 処理します。



大磯町は、地球温暖化対策のための国民運動

「COOL CHOICE (=賢い選択)」 に賛同します。

「COOL CHOICE」とは、日々の生活の中で、地球温暖化対策に 資するあらゆる「賢い選択」をしていこうという国民運動です。 本町では、地球温暖化対策の推進を図るため、率先して、以下の取 組みを進めます。

【主な取組項目】

- ・太陽光など再生可能エネルギーの利用促進に努めます
- · LED などの省エネ機器の導入促進に努めます
- ・こまめな消灯など、日常的な省エネ対策の取組促進に努めます
- ・ベットボトルなどのワンウェイ(使い捨て)プラスチックの 削減に努めます

2022年(令和4年)7月22日

大磯町長

COOL CHOICE 宣言書

施策② 再生可能エネルギーの推進

再生可能エネルギーの利用拡大は、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料の利用を減らし、二酸化炭素の排出削減にもつながります。町では、スマートエネルギー設備導入費補助制度を通じて、家庭における再生可能エネルギーの活用を推進していくとともに、公共施設への太陽光発電等の再生可能エネルギーや蓄電システムの積極的な導入を推進していきます。

目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|--------------------|----------------------|
| 住宅用太陽光発電システム補助件数 | ●●件 令和3(2021)年度 | ●●件 令和 14(2032)年度 |
| 公共施設への太陽光発電システムの | ●●件 | ●kW |
| 導入件数 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |

町の取組み

• 再生可能エネルギー等の普及促進

- ・ 再生可能エネルギー比率の高い電力の情報提供を行います。
- 太陽光発電システム等、再生可能エネルギーの普及を促進します。
- ・ 家庭における再生可能エネルギーの活用を推進するため、スマートエネルギー 設備の設置費用を補助します。

技術の動向や先進事例等に関する情報収集

- ・ 国や県、民間事業者の再生可能エネルギー技術の情報収集や情報提供、普及啓発を行います。
- ・ 風力・波力・バイオマスエネルギーなどの自然エネルギーの研究を進めます。

公共施設への太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの積極導入

· 公共施設の新築・改築等に併せて、太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの積極的な導入を図ります。

町民の取組み

- 太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用するように心掛けます。
- 蓄電池や燃料電池、自家発電機を導入します。
- 再エネ電気へ切り替えます。

事業者の取組み

- 太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入します。
- 排熱や未利用エネルギーの有効利用システムの導入を進めます。
- 蓄電池や燃料電池、自家発電機を導入します。
- 再エネ電気へ切り替えます。



出典:環境省ホームページ「COOL CHOISE」

施策③ 温室効果ガスの吸収源対策の推進

地球温暖化を防ぐためには、二酸化炭素の排出を削減すること、そして、いま大気中にある二酸化炭素を減らすことが必要になります。植物や微生物には二酸化炭素を光合成などにより吸収・貯留する働きがあることから、森林の整備や海中の二酸化炭素を吸収するブルーカーボンと呼ばれる取組みを推進します。

目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|----|-----|-----|
| | | |
| | | |

町の取組み

森林整備の推進【再掲】

- 法規制などにより里山の緑を保全します。
- · みどり基金や保存樹林制度を活用し、緑を保全します。
- 里山の手入れを体験するための「里山ボランティア」を支援します。
- ・ 山林における、人口林の荒廃を防ぎます。(間伐の啓発など)

• 海洋における吸収源対策の研究

・ ブルーカーボンに取り組む事例を研究し、ブルーカーボンに関する取組みを推進します。

森林環境税及び森林環境譲与税を活用した取組

- 公共施設での木材利用を推進します。
- ・ 人材育成・担い手確保及び推進体制を構築します。
- · 森林環境譲与税を用いて、森林整備、森林保護対策を行います。

町民の取組み

- 建物や調度品などの木材利用により、森林のCO2吸収作用の維持・増大を支援します。
- 里山ボランティア活動に参加します。

事業者の取組み

- 建物や調度品などの木材利用により、森林の CO₂吸収作用の維持・増大を支援します。
- 里山ボランティア活動に参加します。

施策④ 気候変動への適応

本町においても、猛暑日や熱帯夜の増加に加え、時間雨量 50mm を超える局地的集中豪雨の発生など、気候変動の影響と思われる事象が発生しています。そのため、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑制する「緩和策」に加え、気候変動がもたらす被害にあらかじめ備え、回避、軽減を行う「適応策」を同時に推進します。

目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------|-----|-----|
| 熱中症搬送者数 | ●件 | 減少 |

町の取組み

気候変動に関する情報収集・発信

- ・ 熱中症等の健康面への影響に対する備えができるよう、情報発信を行い、気候 変動の影響について周知啓発を図ります。
- · ハザードマップやマイ・タイムラインの普及啓発を行います。

暑熱対策の推進

- ・ 森林の保全や公共施設、市街地における緑化の推進を推進し、ヒートアイランド対策を促進します。
- 屋上・壁面緑化推進のため、町民や事業者に啓発を行います。

熱中症対策の推進

- 高齢者等のハイリスク者へ熱中症対策の啓発を行います。
- ・ クールスポット・クールシェア等の情報提供等やクールビズ等の推進を行います。

災害に強い基盤の強化

風水害対策等を強化し、防災・減災に努めます。

情報伝達手段の確保及び多重化

- ・ 大磯町防災生活情報メール及び SNS 等による情報発信を行います。
- ・ おおいそ防災・行政ナビの普及促進を行います。

農作物や畜産・酪農等における適応策の推進

- ・ 気候変動による農作物や生産基盤への影響に対応するため、農業への影響等の 情報収集を行います。
- ・ 農作物の品種改良を検討します。
- ・ 牛舎等への空調設備の導入を行います。

町民の取組み

- こまめな水分、塩分補給を行い、熱中症の予防に努めます。
- 打ち水などで、暑さを和らげる工夫を行います。
- 住宅のベランダや庭の緑化に努めます。
- ハザードマップ等による情報収集を行います。

事業者の取組み

- 適応策についての情報収集を行います。
- 事業所の屋上や壁面の緑化に努めます。
- ハザードマップ等による情報収集を行います。
- 雨水利用タンクなどを設置して、雨水を散水などに利用します。



大磯町 土砂災害・洪水ハザードマップ

基本目標2

「豊かな自然を大切にし、多様な生物と共生するまち」









生きものたちは、里山、川、農地、街なかの緑地など、それぞれの生息・生育に適した 場所に、食物連鎖や共生・寄生といった関係を持ちながら存在しています。このように、 多様な生きものが互いに関係しながら暮らしていることを、生物多様性といいます。

私たち人間が日々の暮らしに必要とする食料や水などをはじめ、気候や川の水量の調整、水質を浄化する機能、レクリエーションの場や癒し効果を与える心理的なものなど、これらは全て生物多様性の恵みによるものです。

生物多様性は、私たちの生活を支える基盤ですが、時代の変遷とともに、劣化や喪失などの危機を迎えており、将来に渡って維持していくための対策が必要な状況となっています。

そのため、本計画では、「自然環境の維持・保全」の分野を生物多様性の保全と活用のための戦略である「生物多様性地域戦略」として位置づけ、施策①から施策④(57ページから64ページまで)に基づき、取組みを推進していきます。

■ 生物多様性の危機

国の生物多様性は4つの危機にさらされています。人間活動による影響が主な要因で、 地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約 100~1,000 倍にも達し、たくさんの生きも のたちが危機に瀕しています。

○ 第1の危機「開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少」

鑑賞や商業利用のための乱獲・過剰な採取や埋め立てなどの開発によって生息環境を悪化・破壊するなど、人間活動が自然に与える影響は多大です。

○ 第2の危機「里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下」

二次林や採草地が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の動植物が絶滅の危機にさらされています。また、シカやイノシシなどの個体数増加も地域の生態系に大きな影響を与えています。

○ 第3の危機「外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱」

外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的な攪乱をもたらしたりしています。また、化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、それらが生態系に影響を与えています。

○ 第4の危機「地球環境の変化による危機」

地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が 1.5~2.5 度上がると、氷が溶け出す時期が早まったり、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇したりすることによって、動植物の 20~30%は絶滅のリスクが高まるといわれています。

■ かながわ生物多様性計画から見る大磯町の生物多様性の現状

神奈川県では、変化に富んだ地形や気候、土地利用の状況に応じて、様々な生きものが 生息・生育し、多様な生態系を構成しています。かながわ生物多様性計画では、神奈川県 の主な生態系に着目して県土を区分して、生物多様性の保全に係る課題を整理しています。



出典:かながわ生物多様性計画 図 生態系に着目した県土のエリア区分

大磯町は「山麓の里山エリア」に区分されています。農林業や薪炭採取等に利用されてきた農地や二次林等が、昭和35 (1960) 年代以降、産業構造や生活様式が変化する中で使われなくなり、植生遷移が進むことによる環境変化などによって、里地里山に生息・生育する身近な生きものの減少や、農地周辺の藪を隠れ場所にした野生鳥獣による農業被害などが生じています。里地里山や農業の有する多面的機能を発揮させ、野生鳥獣との棲み分けなどを図っていくことが必要です。

また、河川・湖沼及び沿岸エリアにも区分されており、災害を防止するための河川整備等により県民生活の安全・安心が図られる一方で、瀬や淵の減少、海岸侵食、沿岸の藻場の消失などによる生態系への影響が懸念されています。生きものに配慮した川づくりや総合的な土砂管理による砂浜の回復・保全、持続可能な水産行などを進めていくことが必要です。

そして、県全域では、繁殖力が高く、農業被害や生活被害のほか生態系への影響も懸念 されており、大磯町も該当します。例えば、特定外来生物に指定されているアライグマに ついて、外来生物法に基づく防除実施計画により、県は市町村と連携して防除対策を推進し、捕獲が進んだ地域では生息密度が低下したと見られていますが、被害は継続し、分布も拡大しつつある状況です。今後も県民等とも連携して外来生物の分布状況等についての情報収集を図るとともに、アライグマや外来植物などそれぞれの外来生物の状況等に即した防除対策を、市町村や地域住民などと連携しながら実施していくことが必要です。

■ 生物多様性地域戦略

生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法第13条第2項により、「対象とする区域」「目標」「総合的かつ計画的に講ずべき施策」を定めるものとされています。

町では、生物多様性に関する施策を率先して実施していくとともに、国や県とも連携を 図り、課題解決のための取組みを実施していきます。

| 生物多様性地域戦略 | |
|---------------------|-------------------------|
| 対象とする区域 | 大磯町全域 |
| 目標 | 豊かな自然を大切にし、多様な生物と共生するまち |
| 総合的かつ計画的に 講ずべき施策 | 「自然環境の維持・保全」の分野の施策が該当 |

(生物多様性基本法第 13 条第2項)

- 2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 生物多様性地域戦略の対象とする区域
- 二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
- 三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講

四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

以下、生物多様性の保全に向け、総合的かつ計画的に講ずべき施策を、施策①から施策 ④まで記載します。

施策① 森林・里山の整備・保全

森林・里山は生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しており、私たちの生活と深くかかわっています。このような様々な恵みを与えてくれる森林・里山の緑を保全します。また、緑の大切さを体験しながら楽しく学ぶために、森林・里山とふれあう機会をつくります。

目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------------------------|-------------|---------------|
| 都市計画区域内の緑の割合 | ••% | ••% |
| | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| 竹林整備面積 | •• | •• |
| 门怀笠佣山慎 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| 田山ギニンニノマ名加上粉 | ●●人 | ●●人 |
| 里山ボランティア参加人数 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| 里山体験学習の参加者数 | ●●人 | ●●人 |
| 至山体級子自の参加有数 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| 傷病野生鳥獣の復帰率・里親率 | ●●% | ●●% |
| 汤纳到'工局弘'少'及'师 华 " 里祝华 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |

町の取組み

森林・里山の整備・保全

- 自伐型林業などによる森林整備の推進を行います。
- 里山の手入れを体験するための「里山ボランティア」を支援します。

間伐の啓発

・ 山林における、人口林の荒廃を防ぎます。(間伐の啓発など)

法令等による森林・里山の保全

- ・ 法規制などにより里山の緑を保全します。(風致地区、緑地保全地区など)
- ・ みどり基金や保存樹林制度を活用し、緑を保全します。

町の取組み

森林環境税及び森林環境譲与税を活用した取組【再掲】

- 公共施設での木材利用を推進します。
- 人材育成・担い手確保及び推進体制を構築します。
- 森林環境譲与税を用いて、森林整備、森林保護対策を行います。

● 里山とふれあう機会の提供

- ・町民が里山とふれあう場を確保して、町民へ情報を提供します。
- ・ 里山体験学習・講座の開催により、里山とふれあう機会をつくります。
- ・ハイキングコースの利用を促進します。
- · 神奈川県森林インストラクター制度の普及を推進します。
- ・ 環境ワークショップの実施

野生鳥獣対策の推進

- ・ 有害鳥獣の駆除を実施します。
- ・ 傷病野生鳥獣保護活動を行います。
- ・ 傷病野生鳥獣里親制度を普及します。

町民の取組み

- 里山ボランティア活動に参加します。
- 森林・里山の適正管理に努めます。
- 里山体験学習・講座に参加し、森林の働きや恵みについて学習します。
- 森林づくりなどの環境保全活動に参加し、生き物の生息環境を守ります。
- 自然観察、ハイキングなどに出かける機会を増やします。
- 木工体験等で間伐材の利用を進めます。

事業者の取組み

- 里山ボランティア活動に対して協力します。(資材や資金の提供など)
- 里山体験学習・講座の開催を支援します。



国府本郷 大磯運動公園東側山林雑木林



湘南平高麗山ガイド MAP

施策② 農地保全の推進

農地は私たちの食料を供給するだけでなく、自然環境の保全、農業体験・学習など教育の場の提供といった多面的な機能を有しています。本町の自然の一部として重要な役割を担っている農地について、基盤の整備、地域農業を支えるしくみをつくるとともに、環境にやさしい農業を進めます。また、農業体験などの農とふれあう機会をつくります。

目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------|-------------|---------------|
| これない古兄典国の区面数 | ●●区画 | ●●区画 |
| ふれあい市民農園の区画数 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| 体験農園の開設箇所数 | ●●箇所 | ●●箇所 |
| | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| 曲米は珍貴羽の名加去米 | ●●人 | ●●人 |
| 農業体験学習の参加者数 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| 地場産品の学校給食普及率 | ●●% | ●●% |
| | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |

町の取組み

農とふれあう機会の提供

- 援農システムを推進します。
- ・ 荒廃農地・遊休農地などを活用し、誰もが利用できるふれあい市民農園や体験 農園などを推進します。
- · 農とのふれあい拠点として農業センター構想を検討します。
- みかん狩りなど観光農業を支援します。
- 農業体験学習を開催します。

荒廃農地・遊休農地の解消

荒廃農地・遊休農地の有効利用を図ります。

農地の保全及び有効活用の推進

- ・農業を振興し、農地の保全に努めます。
- ・ 自然環境に配慮した農業生産基盤の整備を促進します。
- ・環境保全型農業を支援します。

地域農業の振興

- ・ 特産物づくりや直売を支援し、インターネットなどを活用したPRを促進します。
- ・ 地場産品の学校教育などでの利用や、町内での販売促進などにより、地場消費 を促進します。

町民の取組み

- 地元で生産された農作物の購入に努めます。(地産地消に努めましょう)
- ふれあい市民農園や体験農園を利用したり、農業体験学習に参加しましょう。
- 荒廃農地・遊休農地の有効活用に協力します。
- 援農などにより環境保全型農業を支援します。

事業者の取組み

- 家畜ふん尿の適正な処理をします。
- 地元生産、有機栽培、旬の農産物を積極的に販売・購入します。
- 荒廃農地・遊休農地などを活用し、ふれあい農園や体験農園など農とふれあう場を提供します。
- 農業体験学習の開催に協力します。
- 有機栽培や無農薬・低農薬栽培など、環境保全型農業に取り組みます。
- 産直など消費者との連携を進め、消費の拡大を図ります。



東中道農園

体験農園の様子

施策③ 水辺保全の推進

本町に降った雨は、里山などの森林を育み、川を通り相模湾に流れるとともに、地下水として貯えられます。生き物の生息や私たちの暮らし、産業はこの豊かな水に支えられています。水環境の向上と快適で衛生的な生活が享受できるよう、町内を流れる河川の流量確保や自然再生、地下水・湧水の保全、なぎさの保全などに取組みます。また、海水浴や水遊びなど水とふれあえる場としての環境づくりを進めます。

目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|--------------------|----------------------|
| 雨水貯留槽の設置補助件数 | ●●件 令和3(2021)年度 | ●●件 令和 14(2032)年度 |
| 水辺の自然体験・学習への参加者数 | ●●人 令和3(2021)年度 | ●●人 令和 14(2032)年度 |

町の取組み

健全な水環境の確保

- · 関係機関と連携し、河川整備や改修に際しては、多自然型護岸の整備を促進します。
- ・ 雨水貯留槽のPRなどにより、雨水利用を促進します。
- ・ 雨水浸透ますの設置や透水性舗装材の利用推進などにより、地下水のかん養を促します。
- ・
 節水や使用した水の再利用をPRなどにより促進します。
- · 湧水箇所の調査を行うとともに、湧水環境を保全します。
- · 関係機関と連携し、なぎさの保全対策を促進します。

水とふれあえる場の提供

- ・ 関係機関と連携し、河川や農業用水路などに、親水空間の整備を促進します。
- ・関係機関と連携し、海水浴場の再整備を検討します。
- ・なぎさや河川等、水とふれあう自然体験の場を創出します。
- ・ 関係機関と連携し、大磯港周辺の環境を保全・整備します。
- · 釣りや海水浴などでのマナー向上を促進します。

治水対策の推進

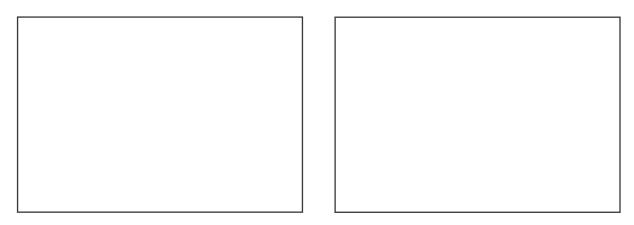
- ・ 定期的な施設点検と必要に応じた修繕を実施します。
- ・ 雨水処理対策を推進します。

| 町民の取組み | M T | 民 | σ | 町 | 糾 | ス |
|--------|------------|---|----------|---|---|---|
|--------|------------|---|----------|---|---|---|

- なぎさや河川、湧水など水とふれあう自然体験学習に参加します。
- 海水浴や水遊びなど水とのふれあいを大切にします。
- 水辺の環境保全活動に参加します。
- 釣りや海水浴などでのマナーを守ります。
- 河川を汚さないようにします。
- 敷地内において、緑の確保や緑化ブロックの利用、雨水浸透ますの設置などにより、地下水のかん養を促します。

事業者の取組み

- 水辺の環境保全活動や水とふれあう自然体験学習の開催に参加・協力します。
- 生き物調査や生き物の観察会に参加します。
- 工場、事業所などからの排水は適正に処理します。
- 環境にやさしい洗剤を利用し、生活排水からの負荷を減らします。
- 敷地内において、緑の確保や緑化ブロックの利用、雨水浸透ますの設置などにより、地下水のかん養を促します。



(案) 水辺の自然体験学習の様子など

施策④ 生物多様性の保全

地球上には多様な生き物が存在し、私たちの生活もこうした生物多様性がもたらす恵みの上に成り立っています。生き物の生息環境を保全するとともに、学校や庭などの身近な場所にビオトープ(生物の生息空間)をつくり、住民参加による生き物調査などを通じて、生き物とのふれあいを大切にします。

目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|-------------|---------------|
| 生き物調査・観察会の参加人数 | ●●人 | ●●人 |
| 土さ初調査・観宗云の参加人数 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| 学校等のビオトープ数 | ●●箇所 | ●●箇所 |
| | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| 生物多様性調査 | •• | •• |
| | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |

町の取組み

生物多様性の保全のための行動の促進

- ・ 生態系の仕組みを知る機会をつくり、生き物の生息環境の保全に対する意識啓 発を行います。
- ・ 地域の生態系に配慮した生物種(郷土種)に関する情報提供を行います。

生き物とのふれあいの場の提供

- · 町民参加による生き物調査を行います。
- ・ 学校などの公共用地にビオトープをつくることを推進します。
- ・ ビオトープづくりに関する情報提供を行います。
 - ホタルなど生き物の保護活動や観察活動を支援します。

生き物調査の実施

- · 町の環境と生態系についての調査・研究を推進します。
- ・ 開発に対して、町のチェックシートにより動植物の環境保全対策に努めます。

特定外来種生物対策の推進

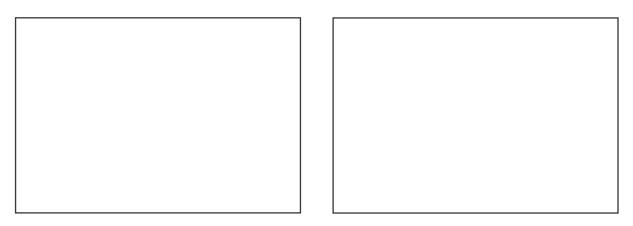
- ・外来種等の生息調査を実施します。
- 特定外来生物についての情報発信を行います。

町民の取組み

- ペットを放さないようにします。
- 生き物調査や生き物の観察会に参加します。
- 庭や菜園には除草剤、化学肥料などの使用を控えます。
- 動植物をむやみに捕獲・採取しないようにしましょう。
- 地域の生態系を乱さないよう、外来生物被害予防三原則(入れない・捨てない・拡げない)を守りましょう。
- 森林づくりなどの環境保全活動に参加し、生き物の生息環境を守ります。

事業者の取組み

- 緑地管理の際は、除草剤、化学肥料などの使用を控えます。
- 地域の生態系を乱さないよう、外来生物被害予防三原則(入れない・捨てない・拡げない)を守ります。
- 森林づくりなどの環境保全活動に参加し、生き物の生息環境を守ります。
- 生物多様性を理解し、地域の自然環境と生態系を保全します。



(案) 大磯町に生息する生き物の写真

(生活環境の保全)

基本目標3

「健康で安心して暮らせる、美しいまち」









施策① 健康で快適な生活環境の確保

生活環境(大気・悪臭・水質汚濁・騒音・振動)を維持、改善することは、快適な暮らしを実現するための基盤となります。本町で実施している環境調査を継続し、結果を公表します。また、これらの環境調査結果などに基づく公害対策を継続し、環境の維持・向上を図ります。

目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------------|-------------|---------------|
| 苦情件数(大気汚染·悪臭·水質汚濁·騒音· | ●●件 | ●●件 |
| 振動の合計) | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| 二酸化窒素濃度 | 環境基準以下 | 環境基準値以下 |
| 一 故儿至糸辰及 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| すべての河川水質(BOD値) | 最大●●mg/ℓ | 最大●●mg/ℓ |
| y・、COMM小人員(BODIE) | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| 公共下水道整備率 | ●●% | ●●% |
| 公共「小追走備十 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| 公共下水道接続率 | ●●% | ●●% |
| ム六「小垣」攻帆十 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| 合併処理浄化槽補助件数 | ●●件 | ●●件 |
| 口川龙柱作品自用如仟双 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |

町の取組み

工場、事業所からの環境負荷の抑制

- ・ 事業者に対して大気汚染物質の排出削減や悪臭防止を指導します。
- ・ 工場、事業所への公害監視を促進します。

町の取組み

公害監視の推進 ★

- 大気・水質の定期的な調査を実施します。
- · 公害情報の提供を行います。
- ・ 工場や研究所等の新設、増設にあっては、公害防止協定などの締結を推進します。有害化学物質に関する情報や、PRTR制度に関する情報を提供し、意識啓発を行います。

大気汚染防止法や水質汚濁防止法に基づく規制等の指導

・ 県と連携して大気汚染防止法や水質汚濁防止法の法令に基づく規制等を事業者 に対して指導します。

大気汚染の抑制

- ・ ノーカーデーに実施などにより、自動車利用を抑制します。
- ・ 交通渋滞による大気への負荷の低減を促進します。
- ・ 屋外燃焼行為などへの指導を行います。

河川の水質改善

- ・ 生活排水処理計画に基づき、河川などの水質保全対策を推進します。
- 公共下水道の整備や下水道への接続の普及を推進します。
- ・ 合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ・ 家畜ふん尿の適正管理について指導するとともに、汚水処理施設の整備を促進します。
- 水質浄化に対する意識啓発を行います。
- ・・水質改善の活動を支援します。
- ・ 県や流域市町との連携により、河川環境の保全に取り組みます。

騒音、振動の防止

- ・ 工場、事業所などの操業や建設・解体工事、深夜営業などにおける騒音・振動に 対して事業者を指導します。
- 美しいまちづくり条例により生活騒音の防止について意識啓発します。
- ・ 住工混在地区の環境改善を図ります。
- 広域的な連携を図り、モーターパラグライダーの騒音防止対策を促進します。
- ・ 路面の適正管理など、道路騒音・振動対策を推進します。
- 自動車騒音・振動調査を実施します。
- ・ 自動車騒音の防止に関して意識啓発を行います。

次世代自動車等の普及促進(低公害車導入等の普及啓発)【再掲】

- ・ 低公害車の普及を促進します。
- ・ 公用車の低公害車・低排出ガス車への転換を推進します。
- 関係機関と連携して、バス等の低公害車・低排出ガス車への転換を促進します。

町民の取組み

- 廃棄物などを適正に管理して悪臭を防止します。
- 町との協働により、水質改善の活動に取り組みます。
- ペットの鳴き声や音響機器の使用など、近隣に迷惑がかからないようにします。
- 騒音に配慮した運転、また騒音を発生しないよう車両を適切に管理します。
- 自宅の庭などでごみを燃やさないようにします。
- 公共下水道、農業集落排水処理施設の供用が開始されている区域では、速やかに接続します。
- 光化学スモッグなどの大気汚染の情報に注意します。
- 工場、事業所からの排出ガスに関して、気にかかる点などは町に連絡します。

- 排出ガスを適正に処理し、大気汚染物質の排出に対する規制を守ります。
- 建築工事などにおける粉じんやアスベスト汚染を防止します。
- 廃棄物などを適正に管理して悪臭を防止します。
- 化学物質による環境への負荷が少ない製品を購入、使用します。
- 家畜ふん尿の適正管理を徹底します。
- 農薬の使用を減らします。
- 町との協働により、水質改善の活動に取り組みます。
- 騒音が発生しないよう、遮音壁や防音施設の設置したり、時間にも配慮します。
- 騒音に配慮した運転、また騒音を発生しないよう車両を適切に管理します。

施策② 大磯らしい景観の形成

高麗山、鷹取山などの山並みやこゆるぎの浜などの自然海岸、海岸沿いの松林、旧東海道沿いの松並木、緑豊かな旧別荘地や住宅地の街並みなどが大磯らしい良好な景観を形成しています。自然と調和した景観を守り育て、適正に管理し、次世代に引き継いでいくことが重要です。このような良好な景観を保全・形成するとともに、家の周りなどの身近な景観の魅力を高めます。

目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------|------------------|---------------|
| | ●●m ^² | ●●m² |
| 町民一人当たりの施設緑地の面積 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| 保存樹の指定箇所数 | ●●箇所 | ●●箇所 |
| 本 行倒の 指 た 直 別 致 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| いけがき緑化の助成延長 | ●m | ●●m |
| いりがで縁化の助成座衣 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| シンボルツリーの指定箇所数 | ●●箇所 | ●●箇所 |
| ンン | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| 放置自転車の台数 | ●●台 | ●●台 |
| 以但日料中の口奴 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |

町の取組み

自然風景の保全と創出

- ・ 大磯らしい自然景観の基礎となっている丘陵や海岸の自然景観を保全します。
- ・ 地域の特性を生かした良好な景観の保全・形成を図ります。(風致地区、地区計画の活用など)
- ・ 建築協定、緑地協定の活用など、地域の主体的な景観保全・形成活動を支援します。
- ・大磯町みどり交換事業(不用樹木の交換制度)のPRに努めます。
- 保存樹やシンボルツリー奨励制度等の活用により緑の保全に努めます。
- · いけがき設置奨励制度によりいけがき緑化を促進します。
- · 意識啓発や事業者への指導により敷地内の緑化や屋上緑化を促進します。

町の取組み

丘陵や海岸沿いの自然風景の保全

- ・ 白砂青松の海岸景観を形成している松林を維持・保全します。
- ・ 自然や歴史など優れた景観を生かした散策ルートを整備し、沿道の景観誘導を促進します。
- 松くい虫被害対策による松を保全します。
- · ナラ枯れ被害対策による丘陵地を保全します。

景観計画に基づく景観に配慮した取組みの推進

・ 大磯町景観計画に基づき、総合的な観点から、各地区の特色を生かした景観づくりを促進します。

身近な景観の形成

- 関係機関と連携し、国道1号の電線地中化を促進します。
- ・ 大磯町景観計画ガイドラインにより、景観に関する意識啓発を行います。
- · 公共建築物などは周辺の景観と調和するデザインとし、緑化を行います。
- 街並み景観を阻害する放置自転車の撤去を推進します。
- ・ 建築協定、地区まちづくり協定の活用など地域の主体的な景観づくり活動を支援します。

町民の取組み

- 家を建てるときは、白砂青松の景観の保全に努めるなど、地域で景観の保全・形成に取り組みます。
- 保存樹やシンボルツリー奨励制度等を活用し、緑の保全に協力します。
- ブロック塀をいけがきに変えるなど、敷地内の緑化、屋上緑化を進め、緑あふれる街並みをつくります。
- 敷地内や道路に面した部分の緑化を進め、住宅にできるだけ緑を確保します。

- 建築物や屋外広告物などは周囲の景観と調和するデザインとし、定期的な点検も行います。
- 地区計画、建築協定、緑地協定などを活用し、地域で景観の保全・形成に取り組みます。
- 保存樹や市民緑地、シンボルツリー奨励制度等を活用し、緑の保全に協力します。
- ブロック塀をいけがきに変えるなど、敷地内の緑化、屋上緑化を進め、緑あふれる街並みをつくります。
- 緑の保全など自然環境に配慮した開発を行います。

施策③ 快適で安全なまちづくり

快適な生活を送るためには、環境や景観に配慮したまちづくりを促進していく必要があります。また、大規模地震などの災害や災害後の廃棄物などによる環境への影響が懸念されているため、そうした事態に備え、安全な環境を創出します。

目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------|---------------------------------|------------------|
| 都市計画公園の町民一人当たりの面積 | ●●m ^² | ●●m [°] |
| 部川計画公園の町氏 入当たりの面積 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| 歩道整備の延長 | lacktriangle $lacktriangle$ m | ● ● m |
| 少垣弫岬の延茂 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| 住宅の耐震化率 | ●●% | ●●% |
| 性七の前辰化学 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |

町の取組み

狭あい道路の拡幅整備の推進

・ 狭あい道路整備事業を実施します。

特色ある公園づくりの推進と適正管理

- · 公園やポケットパークの整備を推進します。
- ・明治記念大磯邸園の整備及び活用します。
- 公園トイレ、遊具・植栽等を整備します。

● 美しいまちづくり条例の普及啓発

美しいまちづくり条例の普及啓発により、環境美化活動を推進します。

• 環境にやさしい交通体系の創出

- ・ 既存バス路線の確保を検討するとともに、バス利用を促進します。
- ・ 歩行空間の整備や大磯町バリアフリー基本構想に基づくユニバーサルデザイン の導入などにより、安心して歩ける環境を整備します。
- ・ 自動車から公共交通機関・自転車・徒歩への転換を促すための交通体系を検討 します。

• ペットの適正飼育の推進

- ・ 飼い犬登録や狂犬病予防接種の実施を促進します。
- · 適正な飼育や飼い主のモラル向上を啓発します。

• 飼い主のいない猫対策の推進

不妊去勢手術費助成制度の活用推進を行います。

町の取組み

災害に強い基盤の強化

- ・ 各種建造物の安全性向上対策や家屋の耐震性向上支援対策、オープンスペース の確保等を行い、大型地震に備えた防災都市構造の構築を図ります。
- ・ 災害時に発生する廃棄物の処理方法を検討します。
- ・ 有害化学物質などの漏えい防止対策を促進します。

町民の取組み

- 自転車を放置しません。
- 中心市街地活性化などのまちづくりに参加・協力します。
- 公園の維持管理活動など、まちづくりに参加・協力します。
- 海・山・川では、ごみは必ず持ち帰ります。
- ペットの飼育はルールを守り、フン尿等を適正に処理し、又、放し飼いなど行わないようにします。

- 違法駐車や自転車の放置をしません。
- 開発する際は、環境影響評価制度やまちづくり条例などにより、環境に配慮します。
- 地区まちづくり協定や建築協定などを活用し、地域での計画的なまちづくりに取り組みます。





施策4 歴史・文化の保全

本町には古墳や鴫立庵、旧島崎藤村邸、神社仏閣など歴史・文化資源が点在しており、 比較的良好な状態で保存されています。また、相模国府祭、大磯左義長や御船祭など、幾 世代にわたって受け継がれてきた伝統行事があります。このような歴史・文化資源や伝統 ある文化を大切に継承していきます。

目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------|-------------|---------------|
| 郷土資料館の来場者数 | ●●人 | ●●人 |
| 柳工貝付品の木物日奴 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| 生涯学習館の来場者数 | ●●人 | ●●人 |
| 工涯子自路の木場自奴 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| 歴史・文化ふれあい講座への参加者数 | ●●人 | ●●人 |
| 歴文・人心かんのい 調座への参加有数 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |

町の取組み

歴史的・象徴的建築物のある風景の保全と活用

- · 別荘などの建造物を調査し、資料をつくります。
- ・大磯町歴史的建造物等整備基金を活用し保全・活用を図ります。
- ・ 別荘などの建築物を関係機関と連携し、国登録有形文化財にするなどして保全 し、活用を図ります。

歴史的資源にふれあう機会の提供による意識啓発

・ 歴史的資源にふれあう機会をつくり、意識啓発を図ります。(文化財巡り、特別 公開、講座の開催など)

文化遺産の保存・活用の推進

- ・ 補助制度の活用などにより、史跡などの指定文化財の保全・活動を図ります。
- ・ 旧吉田茂邸と明治記念大磯邸園との連携をはかります。
- · 歴史的建築物の保存、活用制度による文化財の活用を行います。
- 民間活力を生かした多分野での文化財の活用を行います。

町民の取組み

- 歴史・文化資源を巡る体験学習などに参加します。
- 歴史を感じさせる小路や道祖神など、歴史的建造物の保全や周辺整備に協力します。

- 歴史的建造物の保全や周辺整備に協力します。
- 開発の際に、歴史・文化資源の保全に協力します。



旧吉田茂邸



明治記念大磯邸園

(循環型社会の構築)

基本目標4

「ごみを減らし、資源を大切にするまち」









施策① ごみの減量化の推進

私たちの日々の暮らしの中では、様々なごみが発生しています。そのごみの排出量を抑えることは、循環型社会形成の上で、大切な取組みです。近年では、プラスチックごみや食品ロスにも対応していく必要があります。日々のごみを減らすため、町民や事業者が具体的に行動できるような啓発や情報発信を行います。

目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|-------------|---------------|
| コンポスト容器のあっせん件数 | ●●件 | ●●件 |
| コンホスト各品のありせん什致 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| 電動生ごみ処理機の補助件数 | ●●件 | ●●件 |
| 电割土この処理機の補助什奴 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| 一人1日当たりのごみの排出量 | ●●g | ●●g |
| 一人「ロヨだりのこみの排出里 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |

町の取組み

ごみの排出抑制 ★

- · ごみの排出抑制に関する普及啓発を行います。
- 事業系ごみの減量に対する指導をします。
- ・おおいそ廃棄物減量化等推進員制度を推進します。
- ごみ減量・リサイクル協力店制度を最適化します。

生ごみ減量化の推進

・ 生ごみ処理容器のあっせん販売制度や電動生ごみ処理機の購入費補助制度を推進します。

プラスチック対策の推進

- ワンウェイプラスチックを削減します。
- · プラスチック削減のための情報収集を行い、発信します。
- · プラスチック資源循環法に基づく分別収集やリサイクルの手法について研究を 行います。

町の取組み

食品ロス対策の推進

- フードドライブを実施します。
- ・ 食品ロス削減につながる消費行動を啓発します。

町民の取組み

- マイバッグを持参し、過剰包装は断ります。
- マイボトルを持参します。
- 使い捨て製品の購入をできるだけ控え、繰り返し使える製品を購入します。
- 耐久性のある製品の購入や、修理・交換しやすい製品を購入します。
- 使い捨てプラスチック製品の使用を控えます。
- 食材は無駄なく使い、食べ残しをしません。
- 生ごみは水切りを徹底し、可燃ごみの量を減らします。
- コンポスト容器や電動生ごみ処理機などにより、生ごみの減量化を行います。
- フードドライブやフードシェアリングを活用します。

- マイボトルを持参します。
- 使い捨てプラスチック製品の使用を控えます。
- 使い捨て製品の購入・製造・販売をできるだけ控え、繰り返し使える製品を購入・製造・販売します。
- 長期使用の可能な製品の製造に心がけ、製品の修理サービスを充実します。
- 簡易包装に努めます。
- 両面コピー、電子メールの活用等により、資源の有効利用を図ります。
- 生産・流通段階で、ごみの発生抑制やゼロエミッションに取り組みます。
- 事業所の厨房施設から出た生ごみは堆肥化して土壌に還元します。



フードドライブ



コンポスター実践の様子

施策② ごみの資源化の推進

循環型社会を構築する上で、限りある資源を有効活用していくことは大切です。ごみとして捨てられるものの中にも、資源はたくさん含まれています。本町の資源化率は概ね横ばいを推移しており、資源化を促進するための情報提供や新たな資源化品目を検討し、持続可能な資源利用を目指します。

目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|-----------------------|---------------|
| ごみの資源化率 | ●●% ◆fig(2001)/T/F | ●●% |
| | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |
| グリーン購入基本方針の策定 | ●●% | ●●% |
| ブラン 海八金个刀町 切束に | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |

町の取組み

資源化の普及促進

- · ごみの資源化に関する普及啓発を行います。
- ・ 資源回収協力制度を活用します。
- ・ フリーマーケットの開催を支援します。
- ・リサイクル製品の利用を促進します。
- グリーン購入基本方針を策定し、環境にやさしい製品の購入に率先して取り組みます。

● 資源化品目の質及び量の維持・向上

- リサイクルセンターを活用します。
- ・ 新たな資源化品目の調査・研究を行います。
- · プラスチック資源循環法に基づくリサイクルの手法について研究を行います。

町民の取組み

- 資源ごみの分別を徹底します。
- フリマアプリの活用、リサイクルショップやフリーマーケットを活用します。
- 地域のリサイクルボックスを利用します。
- エコマークなどのついた環境にやさしい製品を利用します。

- 資源ごみの分別を徹底します。
- 資源ごみなどの販売店回収に積極的に取り組みます。
- フリーマーケットの開催に協力します。
- 食品残渣や家畜ふん尿を堆肥化し、飼料化します。
- エコマークなどのついた環境にやさしい製品を利用します。



リサイクルセンター

施策③ ごみの適正処理

一般家庭のごみは、可燃ごみや不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、プラスチックごみなどに分類され、産業廃棄物の種類は 20 種類にも及びます。これら様々なごみの適正な分別と適正な処理につながる取組みを進めます。

目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------------------|-------------|---------------|
| 元 :+ +1 森 / | ●●件 | ●●件 |
| 不法投棄件数 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |

町の取組み

排出ルールの徹底

- · ごみ出しのルールを周知し、分別収集を徹底します。
- ホームページや広報紙等でごみの分別方法等について周知を行います。

不法投棄防止対策の推進

- 不法投棄防止について、ホームページなどで啓発を行います。
- ・ 町民との連携により、ごみのポイ捨て、不法投棄の監視やパトロールを行います。

産業廃棄物処理基準の遵守

・ 関係機関との連携により、事業者に対して産業廃棄物の適正処理・処分や排出禁止物の引き取りについて指導します。

町民の取組み

- ごみ出しルールを守ります。
- タイヤなどの排出禁止物はごみ集積場所に出さず、専門業者に出します。
- ごみは必ず持ち帰り、ポイ捨てや不法投棄をしません。

- 産業廃棄物処理基準を遵守し、適正に処理します。
- ごみの不法投棄の監視やパトロールに協力します。
- 自動販売機の周辺に空き缶の回収箱を設置します。

施策④ まちの美化の推進

環境保全に向けた取組みを町民、行政、地域社会が一体となり推進していくことが必要です。地域での美化活動や不法投棄、美しいまちづくり条例によりポイ捨て防止などに取り組み、まちをきれいにします。

目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|---------------------|-----------------------|
| アダプト制度の参加団体数 | ●●団体 令和3(2021)年度 | ●●団体 令和 14(2032)年度 |
| 町ぐるみ美化キャンペーン参加人数 | ●●人 令和3(2021)年度 | ●●人 令和 14(2032)年度 |

町の取組み

- 町ぐるみ美化キャンペーンによる海岸美化等の推進
 - ・ 県などとの連携を図り、海岸や河川流域の美化を促進します。
 - · 環境美化について支援します。
- 美しいまちづくり条例の普及啓発【再掲】
 - ・ 美しいまちづくり条例などにより、美化意識の啓発やごみの持ち帰り運動を促進します。
- アダプト制度など環境美化活動への参加
 - · アダプト制度により、地域住民による美化活動を促進します。

町民の取組み

- アダプト制度など環境美化活動に積極的に取り組みます。
- 町ぐるみ美化キャンペーンや海岸美化活動に参加します。

- アダプト制度など環境美化活動に積極的に取り組みます。
- 町ぐるみ美化キャンペーンや海岸美化活動に参加します。

(環境教育・学習の推進)

基本目標5

「環境を守るために、行動する人をはぐくむまち」









施策① 歴史・文化を大切にする人材の育成

人口の減少や少子高齢化、地域のつながりが薄れつつある中で、地域に根差した学びを促進し、学びを通じて地域のつながりを広げることは大切です。町民一人ひとりが継承した文化に誇りを持ち、自ら学んで継承していく人材の育成ができるよう、学習の場を提供します。

目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|----|-----|-----|
| | | |
| | | |

町の取組み

郷土資料館、生涯学習館の活用

- 歴史・文化を情報発信します。
- ・ 郷土資料館、生涯学習館などで環境に関する講座や自然体験を実施します。

伝統的な祭り・行事や郷土芸能などの保存・継承

- ・ 地域に残る伝統的な祭り・行事や郷土芸能などを発掘・振興し、継承を支援します。
- · 祭りや伝統行事などを観光振興に活用します。
- ・ 郷土資料館、生涯学習館の活用などにより、歴史・文化の情報発信や郷土史への 理解と普及を図ります。

郷土を知るための機会の創出

- ワークショップを開催します。
- · 文化財ウォーキングを開催します。

町民の取組み

- 地域に残る伝統的な祭り・行事や郷土芸能などに参加し、継承します。
- 大磯の歴史・文化を学び伝えます。
- 郷土資料館、生涯学習館の体験学習に参加します。

- 地域に残る伝統的な祭り・行事や郷土芸能などの保存・継承に協力します。
- 祭りや伝統行事などを観光振興に活用します。
- 郷土資料館、生涯学習館の体験学習に参加・協力します。



大磯町郷土資料館



御船祭

施策② 環境学習・体験の機会の提供

多様化・深刻化する環境問題に対応するためには、私たちは一人ひとりが環境の現状を理解し、意識を高め、環境に配慮した生活・行動を行うことが大切です。そのために、幼児から高齢者までそれぞれの年齢層に応じ、学校、地域、家庭、職場など多様な場において環境教育・学習を進めます。また、環境情報を身近にし、環境情報や知識を身につけます。

目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------------|-------------|---------------|
| ウ 砂 知 宛 書 庫 の ノー ニー・ ※ | •• | •• |
| 自然観察講座のメニュー数 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |

町の取組み

- 郷土資料館、生涯学習館での体験学習の実施
 - · 郷土資料館、生涯学習館などで環境に関する講座や自然体験を実施します。
- 里山や農地、河川など自然体験・学習の場の提供
 - ・ 里山体験学習・講座の開催により、里山とふれあう機会をつくります。
 - ・ 荒廃農地・遊休農地などを活用し、誰もが利用できるふれあい市民農園や体験 農園などを推進します。
 - なぎさや河川、湧水など水とふれあう自然体験学習を開催します。
- 環境活動へ取り組む団体への支援
 - 環境保全団体やボランティアなどの自主的な活動を支援します。
- 出前授業等による、学校教育における環境教育・学習の支援
 - ・環境に関する出前授業を実施します。

町民の取組み

- 郷土資料館、生涯学習館の体験学習に参加します。
- 環境教育・学習講座や野外での自然体験・学習に参加します。
- 学校などと連携し、地域や家庭での環境教育・学習を進めます。

- 郷土資料館、生涯学習館の体験学習に参加します。
- 環境に関する研修の実施・参加を行い、従業員への環境教育を進めます。

施策③ 普及啓発・情報発信の強化

環境に関する取組は、継続的かつ長期的に進めていくことが必要です。このため、小中学校における環境教育や食育のほか、様々な場面や機会において体験学習などを行うことにより、次世代を担う子ども達を育成します。環境教育や体験学習などを通じて、環境保全の意識の醸成を図ることが必要です。広報やホームページ・SNS を活用し、わかりやすく町民や事業者に周知します。また学校における環境教育を支援します。

目標

| 指標(案) | 現状値 | 目標値 |
|----------------|-------------|---------------|
| - パナ エーカニゴ の米5 | •• | •• |
| こどもエコクラブの数 | 令和3(2021)年度 | 令和 14(2032)年度 |

町の取組み

広報やホームページ・SNS の活用

- ・ 環境家計簿などの町独自の環境行動チェックシートを作成し、広報やホームページ・SNS で紹介することで、環境への負荷の低減を促進します。
- ・ 環境に関するイベントの実施を広報やホームページ・SNS でタイムリーに普及 啓発します。

学校における環境教育の推進

- ・ 地域や学校における環境教育・学習を支援します。
- ・ 里山や農地、河川など自然体験・学習の場をつくります。
- こどもエコクラブの活動を支援します。
- ・ 地産地消や食育を推進する給食を実施します。

町民の取組み

- 広報やホームページなどを活用し、環境情報を得る習慣を身につけます。
- 学校などと連携し、地域や家庭での環境教育・学習を進めます。

- 広報やホームページなどを活用し、環境情報を得、社員教育に役立てます。
- 学校などと連携し、地域や家庭での環境教育・学習を進めます。
- 町民、環境保全団体、町と情報交換や、活動に協力します。
- 地域での環境教育・学習を支援します。

施策④ 環境保全におけるパートナーシップの形成

町民・事業者・町などのすべての主体が共通の認識のもとに、それぞれ協力して環境保全に取り組むことが不可欠になっています。そこで、パートナーシップによる取組みや自主的な環境保全活動を進めます。また、多様な主体との協働・連携を行い、環境活動を拡大していきます。

目標

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------|-------------------|---------------------|
| 環境シンポジウムの開催 | ●● 令和3(2021)年度 | ●● 令和 14(2032)年度 |
| 環境アドバイザーの登録人数 | ●● 令和3(2021)年度 | ●● 令和 14(2032)年度 |

町の取組み

- 町民・事業者との協働による環境シンポジウムの開催
 - ・ 町民・事業者との協働により環境シンポジウムを開催します。
- 環境保全団体、ボランティア等の自主的な活動への支援
 - · 環境保全団体やボランティアなどの自主的な活動を支援します。
 - ・ 環境基本計画推進委員会(仮称)の活動を支援し、協働による取り組みを推進します。
 - 公園や水辺などの整備計画づくりや維持管理を協働で行います。

広域的な連携の推進

- ・ 国や県、近隣市町村、流域市町村などと連携して、広域的に環境保全に取り組みます。
- ・ 民間事業者との協働・連携を推進します。
- · 人や技術の交流促進など、環境に関して国際協力を促進します。

町民の取組み

- 生活スタイルを環境保全中心に変えていくことに努めます。
- 町の環境アドバイザー制度や環境省の環境カウンセラー制度に登録します。
- 町や環境保全団体などが行う環境調査に参加します。
- 環境シンポジウムなどに協力します。
- 公園や水辺などの整備計画づくりや維持管理に参加します。
- 地域での環境保全活動に参加します。
- 町民・事業者・環境保全活動団体・町で相互にネットワークをつくり、環境情報を収集・提供・交換するとともに相互交流を図ります。

- 環境面から事業活動の見直しを行います。
- 従業員の環境ボランティア活動を支援します。
- 町の環境アドバイザー制度や環境省の環境カウンセラー制度に登録します。
- 町や環境保全団体などが行う環境調査に協力します。
- 環境シンポジウムなどに協力します。
- 公園や水辺などの整備計画づくり、維持管理に参加・支援します。
- 事業活動におけるノウハウを生かした環境行動を、町民、環境団体、町に提案します。
- 環境マネジメントシステムの導入を進めます。
- 町民・事業者・環境保全活動団体・町で相互にネットワークをつくり、環境情報を収集・提供・交換するとともに相互交流を図ります。





公園・緑地里親(アダプト)制度

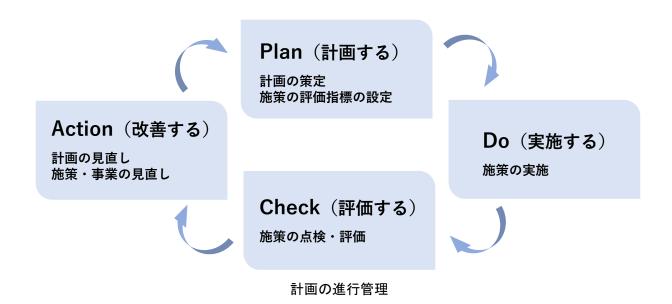
第6章 計画の推進

1 計画の進行管理

(1) 進行管理の方法

本計画を着実に実行していくためには、計画の進行管理を行う必要があります。 進捗状況や成果を点検・評価し、さらにそれを次の取組みに反映させることが重要です。 そこで、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れ、「Plan (計画する)」、「Do (実施する)」、「Check (評価する)」、「Action (改善する)」の循環により、本計画を進行管理します。

このサイクルは1年を基本単位として実施しますが、進捗状況や様々な社会情勢等の変化を踏まえながら、必要に応じて施策の内容や計画全体の見直しも行います。



(2)進捗状況の点検と評価

計画の推進を図るためには、適切な進行管理が必要であることから、大磯町環境審議会において計画の進捗状況等の総合的な点検を行い、計画の着実な推進を図ります。

(3) 進捗状況の点検と評価

環境に関する国内外の動向や社会経済情勢の変化、技術革新などの状況等に適切に対応 するため、計画期間にとらわれず必要に応じて見直しを図ります。

2 計画の周知

計画の推進を図るためには、町民・事業者・各種団体が計画の内容を理解するとともに、日常生活や事業活動等に生かすことが大切です。

このため、町の広報誌やホームページを通じて計画内容の周知に努めます。

3 計画の推進体制

(1)計画の推進体制の確立

町は、本計画の目標を達成するために、各種施策の策定や事業計画の立案、事業の実施 について各課間の横断的な組織である大磯町環境政策推進委員会において協議を行うと ともに、施策間の調整を行います。

計画の進行状況における評価・点検については、大磯町環境審議会及び町民・事業者・ 各種団体によって構成する大磯町環境基本計画推進委員会(仮称)において、評価・点検 を実施します。

1)大磯町環境審議会

環境基本法の規定により、市町村の区域の環境保全に関して基本的事項を調査審議する ための会議で、大磯町環境基本条例に基づき設置されたものです。町長の諮問機関として、 本計画策定後は、施策の評価・点検や計画の見直しなどを行います。

2) 大磯町環境基本計画推進委員会(仮称)

町民や事業者、環境ボランティア団体、自治会代表者などの参加により、大磯町環境基本計画推進委員会(仮称)の設立を検討していきます。

町との役割分担を図りながら実践に向けた企画・検討を行い、実践活動につなげていきます。また、実践にあたっては環境ボランティア団体や自治会、事業者との連携を図りながら、幅広く町民が参加する仕組みづくりを行います。その他、近隣市町村において環境基本計画を推進している市民会議との連携を図り、情報交換を行います。

3)大磯町環境政策推進委員会

大磯町環境政策推進会議は庁内各課間の調整・連携を図るため、大磯町環境基本条例に 基づき設置するもので、環境施策や町の環境行動指針を総合的に推進するとともに、施策 の進行管理を行います。また、大磯町環境基本計画推進委員会(仮称)の活動支援を行い ます。

(2)環境行動の推進

町は、率先して環境行動を実行し、計画の目的及び内容については町民・事業者・各種 団体・滞在者に対して普及・啓発活動などを進め、その趣旨の周知の徹底に努めます。

環境事業を総合的に整備し、積極的な情報提供を行い、町民・事業者の参加を推

進していきます。

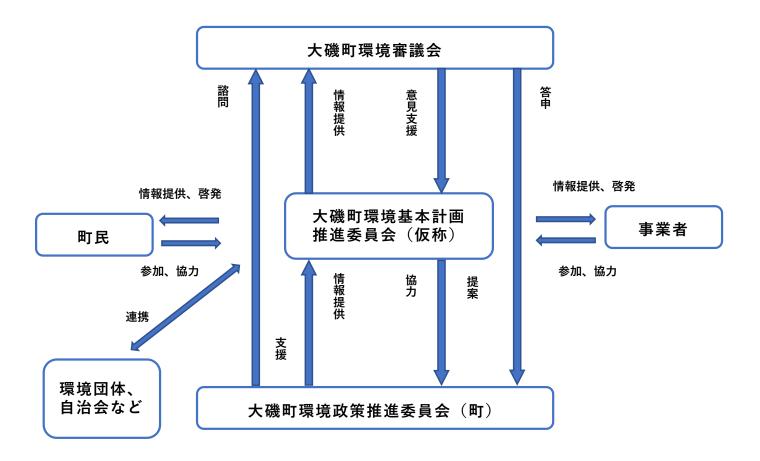
町民・事業者が計画の趣旨を理解し、自らの責任において環境に配慮した生活に切り替えていけるよう、家庭・学校・職場・地域などの多種多様な機会を捉え、優れた環境の保全及び良好な生活環境の創出についての教育・学習を推進します。

(3) 町民・事業者・地域・民間団体の協働体制づくり

町民・事業者の主体的な活動を広げるとともに、地域の良好な環境づくりのための活動の連携を促すため、町民・事業者により幅広い環境活動ネットワークの形成を支援します。 具体的には、自治会や事業者・民間団体との連携による清掃活動の実施等に向けて、必要があれば町が調整役となり、町民・事業者の自主的な活動を支援します。

(4)国・県・近隣市町村などとの協力体制づくり

本計画の推進にあたっては、町を主体としながら、国や県、近隣市町村などへ本計画の趣旨を伝えるとともに協力連携を要請し、計画を推進します。



資料編

1 大磯町環境基本条例

2 温室効果ガス削減目標の考え方

3 計画策定の経緯

4 パブリックコメントに寄せられたご意見と考え方

5 用語解説